



鳥取県公報

平成13年3月30日(金)
号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県男女共同参画推進条例施行規則（男女共同参画推進課）.....	5
	社会福祉事業法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（福祉保健課）.....	8
	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う 関係規則の整理に関する規則（県民生活課）.....	22
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（職員課）.....	30

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則

1 趣旨（第1条関係）

この規則は、鳥取県男女共同参画推進条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。

2 推進員の任命（第2条関係）

鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の任命は、人格が高潔で男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者の中から行うこととした。

3 推進員の職務の遂行（第3条関係）

推進員は、それぞれ独立してその職務を遂行することとした。ただし、次に掲げる事項の決定は、合議により行うこととした。

- （1）職務の執行の方針に関すること。
- （2）県民又は事業者の権利利益の保護等のための勧告を行うこと。
- （3）県民又は事業者の権利利益の保護のための意見を述べること。
- （4）県に対する制度の改善を求める意見を公表すること。
- （5）その他推進員の合議の結果合議により決定することとされた事項に関すること。

4 申出の方法（第4条関係）

（1）県民又は事業者が行う県の施策に対する苦情の申出又は男女共同参画の阻害等に係る申出に対する知事の対応への不服の申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うこととした。ただし、当該申出書の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができることとした。

ア 申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号

イ 申出の趣旨及び理由

ウ 他の機関等への相談等の状況

エ 申出の年月日

（2）（1）のただし書により口頭による申出があったときは、推進員又は鳥取県男女共同参画推進員事務局の職員は、その内容を聴取し、書面に記録することとした。

5 審査を行わない申出（第5条関係）

- (1) 推進員は、次のいずれかに該当する事項に係る申出については、審査を行わないこととした。
- ア 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項
 - イ 行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び裁決等により確定した事案に関する事項
 - ウ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定による紛争の解決の援助又は調停の対象となる事項
 - エ 条例又はこの規則の規定に基づく推進員の行為に関する事項
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、推進員が審査をすることが適当でないとする事項
- (2) 推進員は、男女共同参画の阻害等に係る申出に対する知事の対応への不服の申出（以下「知事の対応に係る申出」という。）が、当該知事が行った対応の結果の通知のあった日から60日を経過した日以降にされたものであるときは、当該申出を受理しないこととした。ただし、60日を経過したことについて正当な理由があると推進員が認めるときは、この限りでないこととした。
- (3) 推進員は、(1)又は(2)の場合においては、申出について審査をしない旨又は申出を受理しない旨及びその理由を、当該申出をした者に対して通知することとした。
- 6 審査開始の通知等（第6条関係）
- (1) 推進員は、申出について審査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関（知事の対応に係る申出にあっては、知事）及び関係者に通知することとした。ただし、知事の対応に係る申出について審査を開始する場合であって、関係者に通知せず、又は審査開始後に通知することが適当であると認めるときは、通知せず、又は審査開始後に通知することができることとした。
- (2) 推進員は、苦情又は不服について審査するために必要があると認める場合における県の機関に対する報告又は資料の提出の要求を行うときは、書面により行うこととした。
- 7 勧告及び意見の公表の通知（第7条関係）
- (1) 推進員は、県民又は事業者の権利利益の保護等のための勧告をし、県民又は事業者の権利利益の保護のための意見を述べ、又は県に対する制度の改善を求める意見を公表した場合において、当該勧告等に係る事項について申出をした者がいるときには、その内容を当該申出をした者に通知することとした。
- (2) 推進員は、県に対する制度の改善を求める意見の公表を行ったときは、関係する県の機関にその内容について通知することとした。
- 8 申出の処理状況等の報告等（第8条関係）
- 推進員は、毎年度1回以上、申出の処理の状況及びこれに関する所見等に係る報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表することとした。
- 9 身分証明書（第9条関係）
- 推進員は、調査を行う場合には、その身分を示す別記様式の証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。
- 10 委任（第10条関係）
- この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。
- 11 施行期日
- この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

社会福祉事業法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

- 1 次に掲げる規則の規定について、「社会福祉事業法」とあるのを「社会福祉法」に改める等所要の改正を行うこととした。
- (1) 社会福祉事業法施行細則
 - (2) 生活保護法施行細則
 - (3) 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則

- (4) 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則
- (5) 鳥取県知的障害者福祉法施行細則
- (6) 鳥取県身体障害者福祉法施行細則
- (7) 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則
- (8) 鳥取県児童福祉法施行細則
- (9) 鳥取県青少年健全育成条例施行規則

2 公益質屋法施行細則は、廃止することとした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(3)及び(8)の一部の改正は、平成13年4月1日から施行することとした。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

1 次に掲げる規則について、申請書の様式に法人の分割に係る規定を加える等所要の改正を行うこととした。

- (1) 鳥取県立自然公園条例施行規則
- (2) 食品衛生法施行細則
- (3) 鳥取県興行場法施行細則
- (4) 鳥取県理容師法施行細則
- (5) 鳥取県美容師法施行細則
- (6) 鳥取県公衆浴場法施行細則
- (7) 鳥取県クリーニング業法施行細則
- (8) 鳥取県道路占用規則
- (9) 鳥取県海岸法施行細則
- (10) 鳥取県砂防指定地等管理規則
- (11) 旅館業法施行細則
- (12) 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
- (13) 鳥取県地方卸売市場条例施行規則

2 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 本庁に関する事項(第5条、第6条関係)

- (1) 消防及び防災に関する事務を処理させるため、部の外に防災監並びに防災危機管理課及び消防課を置くこととした。
- (2) 次に掲げる局を新設することとした。
 - ア 企画部文化観光局
 - イ 企画部国民文化祭推進局
- (3) 次に掲げる課及び室を新設することとした。
 - ア 総務部行政監察室
 - イ 生活環境部環境管理推進課
 - ウ 生活環境部県民活動推進課
 - エ 商工労働部及び農林水産部共管の市場開拓課
- (4) 次に掲げる課及び室を廃止することとした。
 - ア 企画部公園都市政策課
 - イ 企画部国民文化祭推進室

- ウ 土木部砂防利水課
- (5) 課及び室の再編等
 - ア 土木部工事検査室を総務部に移管し、行政監察室の課内室とすることとした。
 - イ 企画課を企画振興課に改めることとした。
 - ウ 観光課を商工労働部から企画部文化観光局に移管することとした。
 - エ 景観自然課を生活環境部から企画部文化観光局に移管することとした。
 - オ 男女共同参画推進課を企画部から生活環境部に移管することとした。
 - カ 住宅課を土木部から生活環境部に移管し、住宅環境課に改めることとした。
 - キ 廃棄物・再資源対策課を循環型社会推進課に改めることとした。
 - ク 経営流通課を経営商業課に改めることとした。
 - ケ 生産流通課を生産振興課に改めることとした。
 - コ 林務課を林政課に改めることとした。
 - サ 河川課と砂防利水課を統合し、河川砂防課に改めることとした。
 - シ 港湾課を空港港湾課に改めることとした。
- 2 附属機関に関する事項(第18条関係)
 - (1) 附属機関の新設
 - 鳥取県男女共同参画推進員を新設することとした。
 - (2) 附属機関の所管課の変更
 - ア 鳥取県固定資産評価審議会の庶務担当課を市町村振興課から税務課に改めることとした。
 - イ 鳥取県精神保健福祉審議会の庶務担当課を健康対策課から障害福祉課に改めることとした。
 - ウ 鳥取県精神医療審査会の庶務担当課を健康対策課から障害福祉課に改めることとした。
 - エ 鳥取県自然環境保全審議会の庶務担当課を景観自然課から環境政策課に改めることとした。
- 3 地方機関に関する事項
 - (1) 次に掲げる地方機関を新設することとした。
 - ア 日野総合事務所(第26条の2、第26条の3関係)
 - イ 倉吉工事検査出張所及び米子工事検査出張所(新第34条の2、新第34条の3関係)
 - ウ 倉吉未来中心(新第34条の8、新第34条の9関係)
 - エ 日野福祉事務所(第37条、第38条関係)
 - オ 男女共同参画センター(第79条の2、第79条の3関係)
 - カ 鳥取二十世紀梨記念館(新第111条、新第111条の2関係)
 - (2) 次に掲げる地方機関を廃止することとした。
 - ア 女性就業援助センター(旧第36条の3、旧第36条の4関係)
 - イ 西伯有楽苑(第47条の2関係)
 - ウ 皆生療護園(第64条関係)
 - エ 日野地方農林振興局(第106条、第107条関係)
 - オ 根雨土木事務所(第155条、第156条関係)
- 4 その他
 - 内部組織の変更、所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (1) この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。ただし、鳥取県立倉吉未来中心の新設に係る部分は平成13年4月21日から、鳥取二十世紀梨記念館の新設に係る部分は平成13年4月27日から、鳥取県溝口家畜保健衛生所に係る部分については鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することとした。
 - (2) 鳥取県水産振興局設置規則を廃止することとした。

(3) 鳥取県介護保険法施行細則等について、組織改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

規 則

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第20号

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進員の任命)

第2条 条例第25条第2項に規定する鳥取県男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)の任命は、人格が高潔で男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者の中から行うものとする。

(推進員の職務の遂行方法)

第3条 推進員は、それぞれ独立してその職務を遂行する。ただし、次に掲げる事項の決定は、合議により行うものとする。

- (1) 職務の執行の方針に関する事。
- (2) 条例第24条第3号又は第30条第1項の規定に基づき勧告を行う事。
- (3) 条例第24条第3号の規定に基づき意見を述べる事。
- (4) 条例第30条第3項の規定に基づき意見を公表する事。
- (5) その他推進員の合議の結果合議により決定することとされた事項に関する事。

(申出の方法)

第4条 条例第19条の規定による申出(以下「申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。ただし、当該申出書の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができる。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関等への相談等の状況
- (4) 申出の年月日

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があつたときは、推進員又は鳥取県男女共同参画推進員事務局の職員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(審査を行わない申出)

第5条 推進員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、審査を行わないものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項
- (2) 行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び判決等により確定した事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第12条第1項の規定による紛争の解決の援助又は同法第13条第1項の規定による調停の対象となる事項

(4) 条例又はこの規則の規定に基づく推進員の行為に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、推進員が審査をすることが適当でないとする事項

2 推進員は、条例第19条第2項の規定による申出が、条例第18条第2項の規定による通知のあった日から60日を経過した日以降にされたものであるときは、当該申出を受理しないものとする。ただし、60日を経過したことについて正当な理由があると推進員が認めるときは、この限りでない。

3 推進員は、前2項の場合においては、申出について審査をしない旨又は申出を受理しない旨及びその理由を、当該申出をした者に対して通知するものとする。

(審査開始の通知等)

第6条 推進員は、申出について審査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関(条例第19条第2項の規定に基づく申出にあっては、知事)及び関係者に通知するものとする。ただし、条例第19条第2項の規定に基づく申出について審査を開始する場合であって、関係者に通知せず、又は審査開始後に通知することが適当であると認めるときは、通知せず、又は審査開始後に通知することができる。

2 推進員は、条例第28条第1項の規定による県の機関に対する報告又は資料の提出の要求を行うときは、書面により行うものとする。

(勧告及び意見の公表の通知)

第7条 推進員は、条例第24条第3号若しくは第30条第1項の規定により勧告をし、条例第24条第3号の規定により意見を述べ、又は条例第30条第3項の規定により意見を公表した場合において、当該勧告等に係る事項について条例第19条に基づく申出をした者がいるときは、その内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 推進員は、条例第30条第3項の規定による意見の公表を行ったときは、関係する県の機関にその内容について通知するものとする。

(申出の処理状況等の報告等)

第8条 推進員は、毎年度1回以上、申出の処理の状況及びこれに関する所見等に係る報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第9条 推進員は、条例第28条第1項に規定する職務を行う場合には、その身分を示す別記様式の証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

(表)

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 推 進 員 身 分 証 明 書	
氏 名	写 真
任 期 年 月 日 から 年 月 日	
年 月 日 交 付	
職 氏 名	印

(裏)

鳥取県男女共同参画推進条例(抜粋)
(設置)
第23条 県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(調査権限)
第28条 推進員は、苦情又は不服について審査するために必要があると認めるときは、知事その他の県の機関に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 県の機関は、推進員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(抜粋)
(身分証明書)
第9条 推進員は、職務を行う場合には、その身分を示す別記様式の証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

社会福祉事業法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第21号

社会福祉事業法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(社会福祉事業法施行細則等の一部改正)

第1条 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規 則 名	条 項	改 正 前	改 正 後
社会福祉事業法施行細則(昭和27年鳥取県規則第65号)	題名	社会福祉事業法施行細則	社会福祉法施行細則
	第1条	社会福祉事業法	社会福祉法
		社会福祉事業法施行規則	社会福祉法施行規則
		。以下「省令」という。)に定めるものの外)に定めるもののほか
	第2条	第57条第1項	第62条第1項
	第3条	第57条第2項	第62条第2項
	第4条	第62条第1項	第67条第1項
	第5条	第62条第2項	第67条第2項
	第6条	第64条第1項	第69条第1項
	第7条	第58条第1項、法第59条、法第63条又は法第64条第2項	第63条第1項、第64条、第68条又は第69条第2項
	第8条	第58条第2項	第63条第2項
	第1号様式	殿	様
		社会福祉事業法第57条第1項	社会福祉法第62条第1項
		基き	基づき
		又は住所	又は名称
		おもな	主な
		要援護者	福祉サービスを必要とする者
第2号様式	殿	様	
	社会福祉事業法第57条第2項	社会福祉法第62条第2項	
	基き	基づき	
	収容(利用)予定者数	入所(利用)予定者数	

		おもな	主な
			要援護者
第3号様式	殿	様	
	社会福祉事業法第62条第1項	社会福祉法第67条第1項	
	基き	基つき	
第4号様式	殿	様	
	社会福祉事業法第62条第2項	社会福祉法第67条第2項	
	基き	基つき	
第5号様式	殿	様	
	社会福祉事業法第64条第1項	社会福祉法第69条第1項	
	基き	基つき	
	要援護者	福祉サービスを必要とする者	
第6号様式	殿	様	
	社会福祉事業法	社会福祉法	
	基き	基つき	
第7号様式	殿	様	
	社会福祉事業法第58条第2項	社会福祉法第63条第2項	
	基き	基つき	
生活保護法施行細則(昭和28年鳥取県規則第70号)	第7条の見出し	収容依頼書	入所等依頼書
	第7条	第30条第1項	第30条第1項ただし書
		保護施設	救護施設、更生施設
		又は私人の家庭に収容	に入所を委託し、又は私人の家庭に養護
	収容依頼書	入所等依頼書	
第17条の見出し	収容被保護者状況変更届書	被保護者状況変動報告書	
鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)	題名	鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則	鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則
	第1条	施設入所等の措置	施設入所措置等
	第2条第1項	施設入所等の措置	施設入所措置等
		掲げる措置	掲げる措置、助産の実施及び母子保護の実施
	第2条第2項及び第4項	被措置者	被措置者等
施設入所等の措置		施設入所措置等	
第2条第5項	施設入所等の措置	施設入所措置等	

	次条第1項の表各号(第2号を除く。)に掲げる措置	次条第1項の表第1号及び第4号から第6号までに掲げる措置並びに同表第3号に掲げる母子保護の実施
	同表第2号に掲げる措置	同表第2号に掲げる助産の実施
	当該措置	当該助産の実施
第2条第6項	被措置者	被措置者等
第2条第7項	施設入所等の措置	施設入所措置等
	次条第1項の表第2号に掲げる措置	次条第1項の表第2号に掲げる助産の実施
	当該措置	当該助産の実施
	措置費	措置費等
第3条の見出し	措置費	措置費等
第3条第1項	措置費	措置費等
	施設入所等の措置	施設入所措置等
	被措置者	被措置者等
第3条第1項の表第2号	第22条の措置	第22条第1項の助産の実施
第3条第1項の表第3号	第23条本文、第27条第1項第3号又は同条第2項	第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項
第3条第2項	次の表の第1欄に掲げる措置	次の表の第1欄に掲げる措置及び母子保護の実施
第3条第2項の表第1号	措置	母子保護の実施
第4条第1項	施設入所等の措置	施設入所措置等
	前条第1項の表第2号に掲げる措置	前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施
第4条第1項の表第2号	、第3号又は第5号に掲げる措置を受ける者及び同表第2号	に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施又は同表第5号に掲げる措置を受ける者及び同表第2号に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施又は同表第4号
第5条及び第6条	施設入所等の措置	施設入所措置等
第7条	措置費	措置費等
第8条及び附則第1項	施設入所等の措置	施設入所措置等
附則第2項の表第2号	被措置者	被措置者等
附則第3項	又は同条第5号	に掲げる母子保護の実施又は同表第5号

		被措置者	被措置者等
	別表第2及び別表第3	被措置者	被措置者等
	様式第1号	殿 鳥取県社会福祉施設入所等 措置費徴収規則	様 鳥取県社会福祉施設入所措 置費等徴収規則
	様式第2号及び様式第3号	殿 鳥取県社会福祉施設入所等 措置費徴収規則 被措置者	様 鳥取県社会福祉施設入所措 置費等徴収規則 被措置者等
鳥取県福祉のまちづくり条例 施行規則（平成9年鳥取県規 則第32号）	別表第1の1の7の項(5)	社会福祉事業法（昭和26年 法律第45号）第2条第3項 第6号	社会福祉法（昭和26年法律 第45号）第2条第3項第11 号
鳥取県知的障害者福祉法施行 細則（昭和37年鳥取県規則第 25号）	第3条の2	第15条の3第2項	第15条の3第3項
	第8条の3の見出し	知的障害者居宅生活支援事 業	知的障害者居宅生活支援事 業等
	第8条の3第1項	第18条第1項	第18条
		知的障害者居宅生活支援事 業開始届	知的障害者居宅生活支援事 業等開始届
	第8条の3第2項	知的障害者居宅生活支援事 業変更届	知的障害者居宅生活支援事 業等変更届
	様式第14号の2	知的障害者居宅生活支援事 業開始届	知的障害者居宅生活支援事 業等開始届
		第18条第1項	第18条
		知的障害者居宅生活支援事 業を	知的障害者居宅生活支援事 業等を
	様式第14号の3	知的障害者居宅生活支援事 業変更届	知的障害者居宅生活支援事 業等変更届
		知的障害者居宅生活支援事 業	知的障害者居宅生活支援事 業等
ので		ので、	
届け出ます		次のとおり届け出ます	
鳥取県身体障害者福祉法施行 細則（平成6年鳥取県規則第 17号）	第12条の見出し	身体障害者居宅生活支援事 業	身体障害者居宅生活支援事 業等
	第12条第1項	身体障害者居宅生活支援事 業開始届出書	身体障害者居宅生活支援事 業等開始届出書
	第12条第2項	身体障害者居宅生活支援事 業変更届出書	身体障害者居宅生活支援事 業等変更届出書
	第13条の見出し	身体障害者居宅生活支援事 業	身体障害者居宅生活支援事 業等
	第13条	身体障害者居宅生活支援事 業廃止（休止）届出書	身体障害者居宅生活支援事 業等廃止（休止）届出書

	様式第13号	身体障害者居宅生活支援事業開始届出書	身体障害者居宅生活支援事業等開始届出書
		身体障害者居宅生活支援事業を	身体障害者居宅生活支援事業等を
	様式第14号	身体障害者居宅生活支援事業変更届出書	身体障害者居宅生活支援事業等変更届出書
		身体障害者居宅生活支援事業に	身体障害者居宅生活支援事業等に
	様式第15号	身体障害者居宅生活支援事業廃止(休止)届出書	身体障害者居宅生活支援事業等廃止(休止)届出書
		身体障害者居宅生活支援事業を	身体障害者居宅生活支援事業等を
鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第12号)	第4条	第2条の4(省令第3条第2項)	第4条(省令第9条第2項)
	様式第3号	第2条の4(第3条において準用する同規則第2条の4)	第4条(第9条第2項において準用する同令第4条)
鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)	第6条	第14条第1項	第14条
	第7条	第15条第1項	第15条
	第8条	第16条第1項	第16条
	第17条	省令第36条の3	法第34条の3第2項
	第18条	第34条の3第2項	第34条の3第3項
	第26条	第42条第1項	第42条
	様式第4号	収容する	入院させる
		収容定員	入所定員
	様式第5号	第15条第1項	第15条
		殿	様
		郵便番号 -	郵便番号
	様式第13号	鳥取県知事	職氏名
	様式第27号	児童福祉法施行規則第36条の3	児童福祉法第34条の3第2項
	様式第28号	第34条の3第2項	第34条の3第3項
鳥取県青少年健全育成条例施行規則(昭和56年鳥取県規則第12号)	第2条の3第1項第8号	社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第6号	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号

(生活保護法施行細則の一部改正)

第2条 生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第33号を次のように改める。

様式第33号

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長 印

被保護者の入所（養護）について（依頼）

生活保護法（昭和25年法律第114号）第30条第1項ただし書の規定に基づき、下記のとおり入所（養護）を委託したいので、よろしくお願いします。

記

被保護者氏名		生年月日		性別	男 女
住 所					
親族又は縁故者	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	住所又は連絡先
入所（養護）を必要とする理由					
入所（養護）希望年月日			年金の種類及び障害の程度		
添付書類					
その他参考事項					

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(助産施設等への入所の申込み等)</p> <p>第9条 <u>法第22条第2項の規定による申込みは助産施設入所申込書(様式第7号)を、法第23条第2項の規定による申し込みは母子生活支援施設入所申込書(様式第8号)を提出してしなければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の申込書の提出があった場合において、<u>助産施設への入所の承諾を決定したとき</u>にあっては<u>助産施設入所承諾書(様式第9号)を、母子生活支援施設への入所の承諾を決定したとき</u>にあっては<u>母子生活支援施設入所承諾書(様式第9号の2)を当該申込みを行った者に通知するものとし、当該施設の長に対しては当該申込みを行った者への通知の写しを送付するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>第1項の申込書の提出があった場合において、助産施設への入所の不承諾を決定したとき</u>にあっては<u>助産施設入所不承諾書(様式第9号の3)を、母子生活支援施設への入所の不承諾を決定したとき</u>にあっては<u>母子生活支援施設入所不承諾書(様式第9号の4)を、当該申込みを行った者に対し、理由を付して通知するものとする。</u></p> <p>4 知事は、<u>法第22条第1項の規定による助産の実施前に助産の実施を解除した場合は申込みを行った者及び当該申込みを行った者が入所することとなっていた助産施設の長に助産実施解除通知書(様式第10号)を、法第23条第1項の規定による母子保護の実施期間の満了前に母子保護の実施を解除した場合は申込みを行った者及び当該申込みを行った者が入所中の母子生活支援施設の長に母子保護実施解除通知書(様式第10号の2)を、それぞれ通知するものとする。</u></p>	<p>(助産施設等への入所の申請等)</p> <p>第9条 <u>省令第22条第1項の規定による申請は、助産施設への入所に係るもの</u>にあっては<u>助産施設入所申請書(様式第7号)を、母子生活支援施設への入所に係るもの</u>にあっては<u>母子生活支援施設入所申請書(様式第8号)を提出してなければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の申請書の提出があった場合において、<u>助産施設又は母子生活支援施設への入所の措置を決定したとき及び省令第22条第2項の規定による助産施設又は母子生活支援施設への入所措置を採ったときは、当該申請をした者又は当該措置を受ける者及び当該施設の長に措置決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>第1項の申請を却下したときは、当該申請をした者に対し、理由を付してその旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>4 知事は、<u>法第22条又は第23条本文の規定による入所の措置を受けている者について、当該措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更したときは、本人又はその保護者及び当該施設の長に措置解除(停止・変更)決定通知書(様式第10号)により通知するものとする。</u></p>

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第4条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第7号から様式第9号までを次のように改める。

様式第7号(第9条関係)

助産施設入所申込書

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
妊産婦 氏 名
電話番号

職 氏 名 様

助産施設への入所につき次のとおり申し込みます。

入所を希望する 妊 産 婦	生 年 月 日		
	職 業		
入所を希望する助産施設名	第 1 希 望		
	第 2 希 望		
出 産 予 定 日	年 月 日		
助産の実施を希望する理由			

- 備考 1 この入所申込書は、妊産婦が次の点に注意し記入の上、福祉事務所に提出してください。
- 2 この申込書には、当該世帯の家族状況収入資産状況調査書及び課税証明書その他の課税の状況が分かる書類を添付してください。
- 3 「助産の実施を必要とする理由」の欄は、保健上入院助産を受けることが必要であることについて、その具体的な状況(例えば、住宅が手狭である等)を記入してください。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号(第9条関係)

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

保護者 氏 名

電話番号

職 氏 名 様

母子生活支援施設への入所につき次のとおり申し込みます。

	氏 名	続 柄	生 年 月 日	性 別	職業又は就学の状況等	備 考
入所希望者		保護者 本 人				
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
生活保護の適用の有無		適用なし 適用あり(年 月 日から保護開始)				
入所を希望する 母子生活支援施設名	第 1 希 望					
	第 2 希 望					
母子保護の実施を 希望する理由						
母子保護の実施を 希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで				

- 備考 1 この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上、福祉事務所に提出してください。
- 2 「入所希望者」の欄は、入所を希望する保護者及びその監護する児童の全員について記入するとともに、「性別」の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 3 「母子保護の実施を希望する理由」の欄には、その具体的な状況を記入してください。
- 4 「母子保護の実施を希望する期間」の欄には、母子保護の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
- なお、母子保護の実施期間の希望に添えない場合もありますから、あらかじめご承知ください。
- 5 備考欄については、健康状況等母子保護の実施につき参考となるべき事項を記入してください。
- 6 この申込書の他に戸籍謄本、身上調書、民生委員意見書又は所得課税証明書を提出していただく場合があります。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号(第9条関係)

助産施設入所承諾書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

申込みのありました助産施設への入所について次のとおり承諾します。

入 所 す る 妊 産 婦	住 所	
	氏 名	
入 所 す る 助 産 施 設	名 称	
	所 在 地	
出 産 予 定 日	年 月 日	

- 備考
- 1 徴収金の額及び納入方法については、別途徴収予定額通知書により通知します。
 - 2 助産施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
 - 3 助産施設への入所が適当と認められなくなった場合には、助産の実施を解除します。

様式第9号の次に次の3様式を加える。

様式第9号の2(第9条関係)

母 子 生 活 支 援 施 設 入 所 承 諾 書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

申込みのありました母子生活支援施設への入所について次のとおり承諾します。

入 所 す る 保 護 者 及 び そ の 監 護 す る 児 童	住 所	
	保護者氏名	
	児 童 氏 名	
入 所 す る 母 子 生 活 支 援 施 設	名 称	
	所 在 地	
母 子 保 護 の 実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

- 備考 1 徴収金の額及び納入方法については、別途徴収予定額通知書により通知します。
- 2 母子生活支援施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 母子生活支援施設への入所が適当と認められなくなった場合には、母子保護の実施を解除します。
- 4 母子保護の実施期間については、期間が満了した時点でさらに継続して入所が必要と認められる場合は、延長されることがあります。

様式第9号の3 (第9条関係)

助産施設入所不承諾通知書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

申込みのありました助産施設への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。
(理由)

なお、この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第9号の4 (第9条関係)

母子生活支援施設入所不承諾通知書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

申込みのありました母子生活支援施設への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。
(理由)

なお、この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第9条関係)

助 産 実 施 解 除 通 知 書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

次の妊産婦についての助産の実施を解除することとしましたので、通知します。

入 所 す る 妊 産 婦	住 所	
	氏 名	
入 所 す る 助 産 施 設	名 称	
	所 在 地	
助産の実施の解除の年月日	年 月 日	
助産の実施の解除の理由		

教示 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2(第9条関係)

母 子 保 護 実 施 解 除 通 知 書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

次の保護者及びその監護する児童についての母子保護の実施を解除することとしましたので、通知します。

入 所 す る 保 護 者 及 び そ の 監 護 す る 児 童	住 所	
	保護者氏名	
	児 童 氏 名	
入 所 す る 母 子 生 活 支 援 施 設	名 称	
	所 在 地	
母子保護の実施の解除の年月日	年 月 日	
母子保護の実施の解除の理由		

教示 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

(公益質屋法施行細則の廃止)

第5条 公益質屋法施行細則(昭和2年鳥取県令第67号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の表鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の項に掲げる改正並びに第3条及び第4条の規定は、平成13年4月1日から施行する。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第22号

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥取県立自然公園条例施行規則等の一部改正)

第 1 条 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規 則 名	条 項	改 正 前	改 正 後
鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第69号)	第8条第3項	法人が	法人が、公園事業者である法人の分割(当該公園事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは分割により当該公園事業の全部を承継した法人が
	第10条第6号	又は合併	、合併又は分割
食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)	第13条の2第1項	及び第20条の3第1項	、第20条の3第1項及び第20条の4第1項
	様式第10号	(合併)	(合併・分割)
		合併の	合併又は分割の
		消滅した 又は合併により設立された	消滅した法人又は分割前の 若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した
鳥取県興行場法施行細則(昭和59年鳥取県規則第60号)	様式第1号の2	(合併)	(合併・分割)
		又は合併	、合併又は分割
鳥取県理容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第23号)	第8条	及び第22条第1項	、第22条第1項及び第22条の2第1項
	様式第5号	(合併)	(合併・分割)
		合併に	合併又は分割に
鳥取県美容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第24号)	第8条	及び第22条第1項	、第22条第1項及び第22条の2第1項
	様式第5号	(合併)	(合併・分割)
		合併に	合併又は分割に

鳥取県公衆浴場法施行細則 (昭和61年鳥取県規則第42号)	第3条	及び第3条第1項	、第3条第1項及び第3条 の2第1項
	様式第2号	(合併 合併に	(合併・分割 合併又は分割に
鳥取県クリーニング業法施行 細則(昭和62年鳥取県規則第 23号)	第3条の2	及び第2条の3第1項	、第2条の3第1項及び第 2条の4第1項
	様式第3号の2	(合併 合併に	(合併・分割 合併又は分割に
鳥取県道路占用規則(昭和52 年鳥取県規則第44号)	第7条第1項	法人	法人、分割により道路の占 用に係る事業を承継する法 人
鳥取県海岸法施行細則(昭和 35年鳥取県規則第24号)	第10条	合併	合併若しくは分割
鳥取県砂防指定地等管理規則 (平成元年鳥取県規則第29号)	第15条第1項	法人	法人、分割により制限行為 等に係る事業を承継する法 人

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号(第10条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住所

届出人

氏名

㊟

〔法人又は組合にあっては主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

相続(合併・分割)終了届

公園事業者たる地位を相続(合併・分割)により承継したので、鳥取県立自然公園条例施行規則第10条第6号の規定により、次のとおり届け出ます。

承認を受けた年月日及び番号	年 月 日 鳥取県指令第 号
公園事業の種類	
氏名 被承継人の 名称	
相続(合併・分割)終了年月日	
備 考	

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第3条 旅館業法施行細則(昭和33年鳥取県規則第39号)の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第8条の2関係)

旅館業営業者地位承継承認申請書

職 氏名 様

旅館業営業の合併(分割・相続)による営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項(第3条の3第1項)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

営 業 施 設	名 称		
	所 在 地		
	営 業 の 種 別	ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業	
合 併 (分 割)	合併により消滅する法人又は分割前の法人	住 所	
		名 称	
		代表者の氏名	
相 続	被 相 続 人	住 所	
		氏 名	
	相 続 人 と の 続 柄		
合併(分割)予定(相続開始)年月日			
法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容			

添付書類

- 1 合併又は分割による承継の場合にあっては、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 相続による承継の場合にあっては、戸籍謄本
- 3 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

(鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第5条関係)

食 鳥 処 理 業 者 地 位 承 継 届

職 氏 名 様

食鳥処理業者の地位を相続(合併・分割)により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

食鳥処理場	名 称	
	所 在 地	
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号
相 続	被相続人	住 所
		氏 名
被相続人との続柄		
合 併 ・ 分 割	合併により消滅した法人又は分割前の法人	住 所
		名 称
	代表者の氏名	
相続(合併・分割)の年月日		年 月 日

添付書類

- 1 相続又は合併若しくは分割の事実を証する書面(相続人が2人以上あり、かつ、地位を承継すべきものを選定した場合にあっては、その旨を証する書面も併せて添付すること。)
- 2 法人にあっては、登記簿の謄本

(鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部改正)

第5条 鳥取県地方卸売市場条例施行規則(昭和47年鳥取県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書の記載事項等)</p> <p>第9条 条例第8条第3項の規則で定める事項は、その申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものである場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 譲受人が開設し、又は卸売の業務を行おうとする市場の名称及び位置並びに取扱品目</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 条例第8条第3項の規則で定める事項は、その申請が合併に係るものである場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 合併法人が開設し、又は卸売の業務を行おうとする市場の名称及び位置並びに取扱品目</p> <p>(4)~(6) 略</p> <p>3 条例第8条第3項の規則で定める事項は、その申請が分割に係るものである場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 分割の当事者の名称及び住所</p> <p>(2) 分割により地方卸売市場の施設に係る権原又は卸売の業務を継承した法人(以下「分割法人」という。)の名称及び住所</p> <p>(3) 分割法人が卸売の業務を行おうとする市場の名称及び位置並びに取扱品目</p> <p>(4) 分割の方法</p> <p>(5) 分割の予定年月日</p> <p>(6) 分割を必要とする理由</p> <p>4 略</p> <p>(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書の添付書類)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申請</p>	<p>(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可申請書の記載事項等)</p> <p>第9条 条例第8条第3項の規則で定める事項は、その申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものである場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 譲受人が開設又は卸売の業務を行なおうとする市場の名称及び位置並びに取扱品目</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 条例第8条第3項の規則で定める事項は、その申請が合併に係るものである場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 合併法人が開設又は卸売の業務を行なおうとする市場の名称及び位置並びに取扱品目</p> <p>(4)~(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可申請書の添付書類)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p>

が分割に係るものである場合には、当該申請者及び分割法人についての次に掲げる書類とする。

- (1) 新設分割の場合にあつては、商法（明治32年法律第48号）第374条第1項の分割計画書の写し
- (2) 吸収分割の場合にあつては、商法第374条ノ17第1項の分割契約書の写し
- (3) 分割法人が法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (4) 開設者たる法人の分割の場合であつて、分割法人が法第57条第2項に規定する者であるときは、その旨を記載した書面
- (5) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる書類

第6条 鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第5号に次のように加える。

その3

地方卸売市場開設者（卸売業者）分割認可申請書

職 氏 名 様

下記のとおり、地方卸売市場の開設者（卸売業者）の分割の認可を受けたいので、鳥取県地方卸売市場条例第8条第3項の規定により申請します。

年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名 ㊟

住 所
名 称
代表者氏名 ㊟

記

分割法人	名 称	
	住 所	
分割法人が開設（卸売）の業務を行おうとする市場	名 称	
	位 置	
取 扱 品 目		
分 割 の 方 法		
分割の予定年月日		年 月 日
分割を必要とする理由		

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第23号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 <u>部、局、課等の設置（第5条 第6条の2）</u>	第1節 <u>部、課及び内部組織の設置（第5条・第6条）</u>
第2節及び第3節 略	第2節及び第3節 略
第3章 略	第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節 略	第1節 略
第2節 総務部の所管に属する機関	第2節 総務部の所管に属する機関
第1款及び第2款 略	第1款及び第2款 略
第2款の2 <u>日野総合事務所（第26条の2・第26条の3）</u>	
第3款～第6款 略	第3款～第6款 略
第6款の2 <u>工事検査出張所（第34条の2・第34条の3）</u>	
第3節 企画部の所管に属する機関	第3節 企画部の所管に属する機関
第1款 県民文化会館（第34条の4・第34条の5）	第1款 県民文化会館（第34条の2・第34条の3）
第1款の2 <u>童謡館（第34条の6・第34条の7）</u>	第1款の2 <u>童謡館（第34条の4・第34条の5）</u>

第1款の3 倉吉未来中心(第34条の8・第34条の9)

第2款 略

第3款 コンベンションセンター(第36条の3・第36条の4)

第4款 夢みなとタワー(第36条の5・第36条の6)

第5款 自然科学館(第36条の7・第36条8)

第6款 氷ノ山自然ふれあい館(第36条の9・第36条の10)

第4節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 健康福祉センター(第36条の11・第36条の12)

第1款の2～第19款 略

第5節 生活環境部の所管に属する機関

第1款及び第2款 略

第2款の2 男女共同参画センター(第79条の2・第79条の3)

第3款 交通事故相談所(第80条・第81条)

第4款 消費生活センター(第82条 第89条)

第6節 商工労働部の所管に属する機関

第1款及び第2款 削除

第3款 略

第4款及び第5款 削除

第6款及び第7款 略

第7節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 略

第2款 とっとり花回廊(第109条・第110条)

第2款の2 鳥取二十世紀梨記念館(第111条・第111条の2)

第3款～第19款 略

第7節の2 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関(第154条の2・第154条の3)

第8節 略

第9節 防災監の所管に属する機関

第1款 防災行政連絡所(第156条の15・第156条の16)

第2款 消防学校(第156条の17・第156条の18)

第10節 職制及び職務(第157条 第159条)

第2款 略

第3款 女性就業援助センター(第36条の3・第36条の4)

第4節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 健康福祉センター(第36条の5・第36条の6)

第1款の2～第19款 略

第5節 生活環境部の所管に属する機関

第1款及び第2款 略

第3款 交通事故相談所(第80条・第81条)

第4款 消費生活センター(第82条・第83条)

第5款 自然科学館(第84条・第85条)

第5款の2 氷ノ山自然ふれあい館(第85条の2・第85条の3)

第6款 防災行政連絡所(第86条・第87条)

第7款 消防学校(第88条・第89条)

第6節 商工労働部の所管に属する機関

第1款 削除

第2款 物産観光センター(第92条・第93条)

第3款 略

第4款 コンベンションセンター(第97条・第98条)

第5款 夢みなとタワー(第99条・第100条)

第6款及び第7款 略

第7節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 略

第2款 とっとり花回廊(第109条 第111条)

第3款～第19款 略

第8節 略

第9節 職制及び職務(第157条 第159条)

第 5 章 略

附則

(機関の分類)

第 2 条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条の規定に基づき設置される部並びに部の下に設けられる局及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）並びに防災監及び部の外に置かれる参事及び課をいう。

3 及び 4 略

第 2 章 本庁

第 1 節 部、局、課等の設置

(部及び局の名称等)

第 5 条 略

2 第 2 条に規定する部の下に置く局は、次のとおりとする。

企画部 文化観光局

国民文化祭推進局

農林水産部 水産振興局

3 消防及び防災に関する事務を処理させるため、部の外に防災監並びに防災危機管理課及び消防課を置く。

(局及び課並びに内部組織の設置)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として当該右欄に掲げる係等を置く。

部	局及び課	内 部 組 織
総務部	総務課	総務係・文書係・私学振興係・法制室
	略	
	広報課	県政広報係
	管財課	略
	職員課	人事係・給与係・行政管理係・福利厚生室
	財政課	略
	税務課	企画係・課税係・税務調査係・市町村税係
	市町村振興課	財政係・選挙係・交付税係・分権推進室・国内交流推進室
	略	
	国際課	企画係・国際交流第一係・国際交流第二係
行政監察室	工事検査室	

第 5 章 略

附則

(機関の分類)

第 2 条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条の規定に基づき設置される部及び部の下に設けられる課（課に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。

3 及び 4 略

第 2 章 本庁

第 1 節 部、課及び内部組織の設置

(部の名称)

第 5 条 略

(課及び内部組織の設置)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる課を置き、課に内部組織として当該右欄に掲げる係等を置く。

部	課	内 部 組 織
総務部	総務課	総務係・秘書第一係・秘書第二係・法制係・文書係・私学振興係
	略	
	広報課	県政広報係・情報発信係
	管財課	略
	職員課	人事係・給与係・福利厚生係・共済係・行政体制整備室
	財政課	略
	税務課	企画係・納税管理係・課税係
	市町村振興課	財政係・選挙係・地域振興係・税政係・交付税係・分権推進室・国内交流推進室
	略	
	国際課	企画係・国際交流第一係・国際交流第二係

企画部	企画振興課	総務係・企画員・過疎・中山間地域振興室	
	情報政策課	企画員	
	交通政策課	企画員	
	統計課	企画調整係・人口生計教育係・商工農林係・普及係・統計資料係	
	文化観光局	文化振興課	管理係・企画係・企画戦略室
		観光課	管理係・企画係・観光宣伝係
	観光局	景観自然課	景観づくり係・公園施設係
		国民文化祭推進局	総務企画係・事業第一係・事業第二係・事業第三係
	福祉保健部	福祉保健課	略
		障害福祉課	管理係・身体障害者福祉係・療育係・精神保健係
略			
	健康対策課	管理係・地域保健係・予防係・健康増進係	
生活環境部	環境政策課	総務係・大気係・水質係・水道係・環境保全係	
	環境管理推進課	企画係・推進係	
	循環型社会推進課	略	
	男女共同参画推進課	企画係・普及推進係	
	県民生活課	管理係・衛生指導係・食品衛生係	
	県民活動推進課	ボランティア活動係・青少年係	
	住宅環境課	管理係・住宅企画係・公営住宅係	
商工労働部	経済通商課	略	
	経営商業課	商業流通係・金融係	
	工業振興課	産業支援係・事業振興係・企業立地推進室・自然エネルギー開発推進室	
	労働雇用課	労政福祉係・職業能力開発係・雇用政策室	

企画部	企画課	総務係・企画員
	情報政策課	企画員
	公園都市政策課	企画員
	文化振興課	管理係・企画係
	国民文化祭推進室	総務企画係・事業第一係・事業第二係
	交通政策課	企画員
	男女共同参画推進課	企画係・普及推進係
	統計課	企画調整係・人口生計教育係・商工農林係・普及係・統計資料係
福祉保健部	福祉保健課	略
	障害福祉課	管理係・身体障害者福祉係・療育係
	略	
	健康対策課	管理係・地域保健係・予防係・精神保健係・健康増進係
生活環境部	環境政策課	総務係・大気係・水質係・水道係・環境計画室
	廃棄物・再資源対策課	略
	景観自然課	管理係・自然環境係・景観づくり係・施設係
	県民生活課	消費生活係・衛生指導係・食品衛生係・県民活動推進室
	防災危機管理室	防災係・危機管理係
	消防課	消防係・保安係・無線室
商工労働部	経済通商課	略
	経営流通課	商業流通係・金融係・物産振興係
	工業振興課	産業支援係・事業振興係・企業立地推進室
	観光課	企画係・観光施設係・観光宣伝室
	労働雇用課	労政係・労働福祉係・職業能力開発係・雇用政策室

農林水産部	農政課	総務係・農地係・団体検査室	
	略		
	生産振興課	管理係・農産係・果樹係・野菜花き係・農業環境係	
	畜産課	管理係・企画経営係・生産振興係・草地基盤係・衛生環境係	
	耕地課	管理係・助成係・計画係・水利農道係・ほ場整備係・指導係	
	略		
	林政課	管理係・企画係・森林計画係・団体育成係・林業専門技術員室	
	森林保全課	管理係・保全係・林道治山係・造林保護係	
	水産振興局	水産課	略
		漁港課	管理係・計画係・建設指導係
商工労働部・農林水産部	市場開拓課	市場調査係・販路拡大係・地産地消推進室	
土木部	管理課	総務係・用地係・建設業係・企画技術室・土木防災室	
	道路課	路政係・企画調査係・維持係・県道係・国道係・市町村道係・高速道路推進室	
	略		
	河川砂防課	庶務係・管理係・計画係・改良係・砂防係・利水係	
	旧中部ダム予定地域振興課		
	空港港湾課	管理係・港湾係・空港整備係	
	建築課	管理係・まちづくり推進係・建築指導係・耐震営繕係・営繕企画室	

農林水産部	農政課	総務係・農山村振興係・農地係・団体検査室
	略	
	生産流通課	流通企画係・農産係・果樹係・野菜花き係・農業環境係
	畜産課	管理流通係・企画経営係・生産振興係・草地基盤係・衛生環境係
	耕地課	管理係・計画係・水利農道係・ほ場整備係・指導係
	略	
	林務課	企画係・森林計画係・林道係・森林組合係・林産振興係・構造改善係・林業専門技術員室
	森林保全課	緑化推進係・保全係・治山係・造林係・保護係
	水産課	略
	漁港課	管理係・計画係・建設係・漁場整備係
土木部	管理課	総務係・用地係・建設業係・企画室
	道路課	路政係・企画調査係・維持係・改良係・舗装橋梁係・市町村道係・高速道路推進室
	略	
	河川課	水政係・管理係・計画係・改良係・防災係
	港湾課	管理係・港湾係・空港整備係
	砂防利水課	管理係・砂防係・利水係
	旧中部ダム予定地域振興課	
	建築課	管理係・まちづくり推進係・建築指導係・耐震営繕係・営繕企画室
	住宅課	管理係・住宅企画係・住宅管理係・住宅整備係
	工事検査室	

(部の外に置く課の内部組織の設置)

第6条の2 第5条第3項の規定により部の外に置かれる次の表の左欄に掲げる課に、内部組織として同表の

右欄に定める係を置く。

防災危機管理課	防災係・危機管理係
消防課	消防係・保安係・無線室

第2節 分掌事務

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)~(13) 略
- (14) 知事公邸の管理に関すること。
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 東京事務所、大阪事務所及び日野総合事務所の
管理事務の総括に関すること。
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略

県民室～管財課 略

職員課

- (1)~(4) 略
- (5) 電子県庁の推進に関すること。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

財政課 略

税務課

- (1) 略
- (2) 市町村の税制に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

市町村振興課

- (1)及び(2) 略

- (3) 略

第2節 分掌事務

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)~(13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 東京事務所及び大阪事務所の管理事務の総括に
関すること。
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

県民室～管財課 略

職員課

- (1)~(4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略

財政課 略

税務課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

市町村振興課

- (1)及び(2) 略
- (3) 過疎・中山間地域の活性化の総合調整に関する
こと。

- (4) 市町村の税制に関すること。

- (5) 略

(4) 略

(5) 略

同和对策課及び国際課 略

行政監察室

(1) 県の業務の実施状況の監察に関すること。

(2) 県が施行する建設工事の検査に関すること。

(3) 県費補助に係る建設工事の検査に関すること。

(4) 工事検査出張所に関すること。

(企画部各局及び課の所掌事務)

第8条 企画部の各局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画振興課

(1) 略

(2) 地域の振興及び水資源対策に関すること。

(3) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(過疎債・辺地債を含む。)

(4) 県内高等教育機関に関すること。

(5) 知事会議に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

情報政策課 略

交通政策課 略

統計課 略

文化観光局文化振興課

(1) 文化行政の企画及び総合調整に関すること。

(6) 略

(7) 略

同和对策課及び国際課 略

(企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1) 略

(2) 総合計画の策定及び促進に関すること。

(3) 知事会議及び地方行政連絡会議に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

情報政策課 略

公園都市政策課

(1) 公園都市構想に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 総合保養地域の整備に関すること。

(3) 地域振興の拠点となる施設の整備に関すること。

(4) 地方拠点都市の整備、新産業都市建設の促進、発電用施設周辺地域の整備、豪雪地帯対策及び水資源対策に関すること。

(5) 倉吉未来中心に関すること。

文化振興課

(1) 文化行政の企画及び総合調整に関すること。

(2) 文化行政の推進に関すること。

(3) 県民文化会館に関すること。

(4) 童謡館に関すること。

国民文化祭推進室

国民文化祭の開催に関すること。

交通政策課 略

男女共同参画推進課

(1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。

(2) 女性労働に関すること。

(3) 女性就業援助センターに関すること。

(4) 男女共同参画センターに関すること。

統計課 略

- (2) 文化行政の推進に関すること。
- (3) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。

(4) 県民文化会館に関すること。

(5) 童謡館に関すること。

(6) 倉吉未来中心に関すること。

文化観光局観光課

(1) 観光施策の企画に関すること。

(2) 観光事業の振興に関すること。

(3) 観光宣伝に関すること。

(4) コンベンションの振興に関すること。

(5) 観光振興団体及びコンベンション振興団体の育成及び指導に関すること。

(6) 観光振興に係る施設の整備に関すること。

(7) コンベンションセンター及び夢みなとタワーに関すること。

文化観光局景観自然課

(1) 景観形成の推進に関すること。

(2) 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。

(3) 自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館に関すること。

国民文化祭推進局

国民文化祭の開催に関すること。

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課 略

障害福祉課

(1)及び(2) 略

(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

長寿社会課～医務薬事課 略

健康対策課

(1)～(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

(1)及び(2) 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課 略

障害福祉課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

長寿社会課～医務薬事課 略

健康対策課

(1)～(12) 略

(13) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

(1)及び(2) 略

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

(11) 自然保護に係る施策の企画、調整及び普及啓発に関すること。

- (12) 温泉に関すること。
- (13) その他自然環境の保護に関すること。
- (14) 略
- (15) 略

環境管理推進課

- (1) 環境管理システムに関すること。
- (2) 環境教育に関すること。
- (3) 環境活動の推進に関すること。

循環型社会推進課

- (1)~(4) 略

男女共同参画推進課

- (1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 女性労働に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること。

県民生活課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

- (3) 環境保全思想の普及啓発に関すること。
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

- (12) 略
- (13) 略

廃棄物・再資源対策課

- (1)~(4) 略

景観自然課

- (1) 自然保護に係る施策の企画、調整及び普及啓発に関すること。
- (2) 景観形成の推進に関すること。
- (3) 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。
- (4) 温泉に関すること。
- (5) 自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館に関すること。
- (6) その他自然環境の保護、整備及び利用に関すること。

県民生活課

- (1) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に関すること。
- (3) 青少年施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (4) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- (9) 理美容所、旅館、興業場等生活衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。
- (10) ねずみ、衛生害虫等の駆除その他生活衛生に関すること。
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (17) 略
- (18) 略

県民活動推進課

- (1) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に関すること。
- (3) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (4) 青少年施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。

住宅環境課

- (1) 住宅に係る施策の企画及び実施に関すること。
- (2) 公営住宅の整備及び管理に関すること。
- (3) 特定優良賃貸住宅に関すること。
- (4) 住宅地区の改良及び整備に関すること。
- (5) 住宅金融に関すること。
- (6) 住宅の仕様及び建設技術に関すること。
- (7) 宅地建物取引業に関すること。
- (8) その他宅地行政に関すること。

- (10) 略
- (11) 略
- (12) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関すること。
- (13) 理美容所、旅館、興業場等環境衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。
- (14) ねずみ、衛生害虫等の駆除その他環境衛生に関すること。
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略

防災危機管理室

- (1) 災害対策の総括に関すること。
- (2) 原子力災害対策の総括に関すること。
- (3) 防災に係る危機管理システムに関すること。
- (4) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整（防衛施設庁に係るものを除く。）に関すること。

消防課

- (1) 消防に関すること。
- (2) 電気工事業に関すること。
- (3) 電気工事士に関すること。
- (4) 高圧ガス、火薬類及び電気用品の取締りに関すること。
- (5) ガス事業に関すること。
- (6) 猟銃等製造販売事業の許可に関すること。
- (7) 防災行政無線に関すること。
- (8) 防災行政連絡所及び消防学校に関すること。

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済通商課 略

経営商業課

(1)~(3) 略

(4) 商工業金融に関すること。

(5) 貸金業に関すること。

工業振興課

(1)~(8) 略

(9) 新エネルギーの普及及び推進に関すること。

労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)~(3) 略

(4) 農地を守る直接支払い、集落営農組織育成及び山村振興対策事業に関すること。

(5) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農地の交換分合に関すること。

(6)~(16) 略

経営指導課 略

生産振興課

(1)~(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

畜産課

(1) 畜産物の需給調整に関すること。

(2)~(11) 略

耕地課

(1)~(4) 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済通商課 略

経営流通課

(1)~(3) 略

(4) 貸金業に関すること。

(5) 商工金融に関すること。

(6) 物産振興に関すること。

(7) 物産振興団体に関すること。

(8) 伝統産業の振興に関すること。

(9) 物産観光センターに関すること。

工業振興課

(1)~(8) 略

観光課

(1) 観光施策の企画に関すること。

(2) 観光事業の振興に関すること。

(3) 観光宣伝に関すること。

(4) コンベンションの振興に関すること。

(5) 観光振興団体及びコンベンション振興団体の育成及び指導に関すること。

(6) 観光振興の拠点となる施設の整備に関すること。

(7) コンベンションセンター及び夢みなとタワーに関すること。

労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)~(3) 略

(4) 農山村地域に係る総合的な計画の策定及び調整に関すること。

(5) 農地の交換分合(工業を伴うものを除く。)に関すること。

(6)~(16) 略

経営指導課 略

生産流通課

(1)~(3) 略

(4) 農産物の流通及び関連産業に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

畜産課

(1) 畜産物の流通及び消費対策に関すること。

(2)~(11) 略

耕地課

(1)~(4) 略

(5) 土地改良事業に要する資金に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

農村整備課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

林政課

(1) 略

(2) 緑化推進に関すること。

(3) 県営林に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6)及び(7) 略

(8) 林産物及び特用林産物の生産振興に関すること。

(9)~(13) 略

森林保全課

(1)及び(2) 略

(3) 林道に関すること。

(4) 略

(5) 林道及び治山施設の災害復旧に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

水産振興局水産課

(1)~(12) 略

(13) 水産物の産地市場に関すること。

(14)及び(15) 略

(16) カニ飼育試験展示施設に関すること。

(17) 略

水産振興局漁港課

(1)~(5) 略

(市場開拓課の所掌事務)

第12条の2 市場開拓課の所掌事務は、次のとおりである。

(1) 商工物産の市場調査及び販路拡大に関すること。

(2) 農畜産物(米を除く)、林産物及び水産物の市場調査及び販路拡大に関すること。

(3) 特産品の愛用の促進に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

農村整備課

(1) 略

(2) 土地改良事業に要する資金に関すること。

(3) 略

(4) 略

林務課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 林道に関すること。

(5) 災害復旧に関すること。

(6)及び(7) 略

(8) 林産物及び特用林産物に関すること。

(9)~(13) 略

森林保全課

(1)及び(2) 略

(3) 緑化推進に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 県営林に関すること。

水産課

(1)~(12) 略

(13) 水産物の流通に関すること。

(14)及び(15) 略

(16) 世界かにミュージアムに関すること。

(17) 略

漁港課

(1)~(5) 略

- (4) 物産振興に関すること。
- (5) 物産振興団体に関すること。
- (6) 伝統産業の振興に関すること。
- (7) 物産観光センターに関すること。
- (8) 地産地消の推進に関すること。

(土木部各課の所掌事務)

第13条 土木部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)~(7) 略

(8) 土木部が所掌する土木建築工事の入札に関する
こと。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 建設災害事務の取りまとめに関すること。

(13) 土木部が所掌する土木工事の施工基準(設計単
価及び歩掛りを含む。)の作成に関すること。

(14)~(17) 略

道路課

(1)及び(2) 略

(3) 自動車道に関すること。

(4)~(7) 略

都市計画課 略

河川砂防課

(1) 略

(2) 海岸保全区域の維持管理及び工事(耕地課、漁
港課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。)
に関すること。

(3) 水利に関すること。

(4)~(6) 略

(7) 公有水面の埋立て(耕地課、漁港課及び空港港
湾課の所掌に属するものを除く。)
に関すること。

(8) 砂防に関すること。

(9) 地すべりによる災害の防止に関すること。

(10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。

(11) 雪崩による災害の防止に関すること。

(12) 河川総合開発計画に関すること。

旧中部ダム予定地域振興課

(1) 旧中部ダム予定地域に係る振興対策の総括に関
すること。

(2) 旧中部ダム予定地域振興協議会に関すること。

(3) 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所に関するこ
と。

(土木部各課の所掌事務)

第13条 土木部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)~(7) 略

(8) 公衆電気通信業務の用に供する土地の使用等の
許可及び裁定に関すること。

(9) 土木部が所掌する土木建築工事及びこれに要す
る資材の入札及び契約(建築工事に係る契約を除く。)
に関すること。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 土木部が所掌する土木工事の施行基準(設計単
価及び歩掛りを含む。)の作成に関すること。

(14)~(17) 略

道路課

(1)及び(2) 略

(3) 地方鉄道、軌道、自動車道及び無軌道電車に関
すること。

(4)~(7) 略

都市計画課 略

河川課

(1) 略

(2) 海岸保全区域の維持管理及び工事(漁港課及び
港湾課の所掌に属するものを除く。)
に関すること。

(3) 水利(砂防水利課の所掌に属するものを除く。)
に関すること。

(4)~(6) 略

(7) 公有水面の埋立て(漁港課及び港湾課の所掌に
属するものを除く。)
に関すること。

(8) 建設災害事務の取りまとめに関すること。

空港港湾課

(1)~(8) 略

建築課

(1)~(9) 略

(10) 住宅供給公社に関すること。

(部の外に置く課の所掌事務)

第13条の2 部の外に置く各課の所掌事務は、次のとおりとする。防災危機管理課

- (1) 災害対策の総括に関すること。
- (2) 原子力災害対策の総括に関すること。
- (3) 防災に係る危機管理システムに関すること。
- (4) 災害復興推進の総括に関すること。
- (5) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整(防衛施設庁に係るものを除く。)に関すること。

消防課

- (1) 消防に関すること。
- (2) 電気工業業に関すること。
- (3) 電気工事士に関すること。
- (4) 高圧ガス、火薬類及び電気用品の取締りに関すること。
- (5) ガス事業に関すること。
- (6) 猟銃等製造販売事業の許可に関すること。

港湾課

(1)~(8) 略

砂防利水課

- (1) 砂防に関すること。
- (2) 地すべり防止に関すること。
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。
- (4) 発電用水利の使用に関すること。
- (5) 河川総合開発計画に関すること。
- (6) 発電用堰堤に関すること。

旧中部ダム予定地域振興課

- (1) 旧中部ダム予定地域に係る振興対策の総括に関すること。
- (2) 旧中部ダム予定地域振興協議会に関すること。
- (3) 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所に関すること。

建築課

(1)~(9) 略

住宅課

- (1) 住宅に係る施策の企画及び実施に関すること。
- (2) 公営住宅の整備及び管理に関すること。
- (3) 特定優良賃貸住宅に関すること。
- (4) 住宅地区の改良及び整備に関すること。
- (5) 住宅金融に関すること。
- (6) 住宅の仕様及び建設技術に関すること。
- (7) 住宅供給公社に関すること。
- (8) 宅地建物取引業に関すること。
- (9) その他宅地行政に関すること。

工事検査室

- (1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
- (2) 県費補助に係る建設工事の検査に関すること。

(7) 防災行政無線に関すること。

(8) 防災行政連絡所及び消防学校に関すること。

(内部組織の所掌事務)

第14条 略

2 略

3 局に課を置かない場合の局の内部組織の所掌事務は、局の長が定め、主管部長及び知事に報告しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

第 3 節 職制及び職務

(職制)

第15条 部、局及び課に、それぞれその長を置き、その事務を掌理する。

2 部、局及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部に次長を、局に次長及び局長補佐を、課に課長補佐を置くことができる。

3 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、次長の場合にあっては当該部又は局の長が、局長補佐の場合にあっては当該局の長が、課長補佐の場合にあっては当該課の長が、それぞれ定めるものとする。

4 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を所掌する課に、当該事務を総括する課長補佐を置くことができる。

5 略

6 課を置かない局の内部組織にその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。

7 部及び地方機関の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部に理事監及び参事監を、部又は地方機関に参事を置くことができる。

8 防災時の危機管理に関する事務を担当させるため、部の外に防災監を置き、防災危機管理課及び消防課の事務を掌理する。また、知事が必要と認めるときは、部の外に参事を置くものとし、防災監がその事務を掌理する。

(事務分担)

第17条 略

2 前項の規定に関わらず、局に課を置かない場合の局の職員の分担事務については、局の長が定めるものとする。

第 3 章 附属機関

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 略

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
------	--------	--------

(内部組織の所掌事務)

第14条 略

2 略

第 3 節 職制及び職務

(職制)

第15条 部及び課に、それぞれその長を置き、その事務を掌理する。

2 部及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

3 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、次長の場合にあっては当該部の長が、課長補佐の場合にあっては当該課の長が、それぞれ定めるものとする。

4 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を所掌する課に、当該事務を総括する課長補佐を置く。

5 略

6 部の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部に理事監、参事監及び参事を置くことができる。

7 防災時の危機管理に関する事務を担当させるため、生活環境部に防災監を置く。

(事務分担)

第17条 略

第 3 章 附属機関

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 略

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
------	--------	--------

略			略		
鳥取県固定資産評価審議会	略	税務課	鳥取県固定資産評価審議会	略	市町村振興課
略			略		
鳥取県総合開発審議会	略	企画振興課	鳥取県総合開発審議会	略	企画課
中海地区新産業都市建設協議会	略		中海地区新産業都市建設協議会	略	公園都市政策課
鳥取県観光総合審議会	鳥取県観光総合審議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第6号）第2条の規定による景勝地の選定、保存及び開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存その他観光事業の発展に必要な事項に関する基本的計画の調査審議及び意見の具申に関する事務	文化観光局観光課	鳥取県男女共同参画審議会	鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第32条の規定による鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項の調査審議に関する事務	男女共同参画推進課
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）第20条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及び景観形成に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	文化観光局景観自然課			
鳥取県社会福祉審議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第2項、第4項、第5項及び第8項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びそれらを製作し、興行する者等に対する勧告並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定による母子家庭の福祉に関する事項及び母子保健に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申に関する	福祉保健課	鳥取県社会福祉審議会	社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第6条第2項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第2項、第4項、第5項及び第8項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びそれらを製作し、興行する者等に対する勧告並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定による母子家庭の福祉に関する事項及び母子保健に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申に関	福祉保健課

事務			する事務		
鳥取県障害者施策推進協議会	略	障害福祉課	鳥取県障害者施策推進協議会	略	障害福祉課
鳥取県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項についての知事に対する意見の具申並びに同法第32条第3項及び第45条第1項の申請に関する必要な事項の審議に関する事務				
鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務				
略			略		
略		医務薬事課	略		医務薬事課
鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第1項の規定による麻薬中毒者の入院措置の審査に関する事務		鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第1項の規定による麻薬中毒者の入院措置の審査に関する事務	
			鳥取県薬事審議会	薬事法第4条第1項の規定による薬事に関する県の事務及び知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項の調査審議に関する事務	
鳥取県鳥取保健所結核診査協議会、鳥取県倉吉保健所結核診査協議会及び鳥取県米子保健所結核診査協議会	略	健康対策課	鳥取県鳥取保健所結核診査協議会、鳥取県倉吉保健所結核診査協議会及び鳥取県米子保健所結核診査協議会	略	健康対策課
			鳥取県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規	

					定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関しての知事に対する意見の具申並びに同法第32条第3項及び第45条第1項の申請に関する必要な事項の審議に関する事務	
				鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務	
鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査委員会	略			鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査委員会	略	
鳥取県環境審議会	略	環境政策課		鳥取県環境審議会	略	環境政策課
鳥取県環境影響評価審査会	略			鳥取県環境影響評価審査会	略	
鳥取県自然環境保全審議会	略			鳥取県自然環境保全審議会	略	景観自然課
鳥取県男女共同参画審議会	鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第32条の規定による鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項の調査審議に関する事務	男女共同参画推進課		鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）第20条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及び景観形成に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	
鳥取県男女共同参画推進員	鳥取県男女共同参画推進条例第23条の規定による県民若しくは事業者の男女共同参画に関する苦情若しくは不服の処理又はこれらの者の権利利益の保護に関する事務	男女共同参画推進課（委員の任免又は議会対応に関することに限る。） 男女共同参画センター（苦情又は不服の処理に関することに限る。）		鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	県民生活課

略		県民生活課	略		
鳥取県生活衛生営業審議会	鳥取県生活衛生営業審議会条例(平成12年鳥取県条例第20号)第1条の規定による生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務		鳥取県環境衛生営業審議会	鳥取県環境衛生営業審議会条例(平成12年鳥取県条例第20号)第1条の規定による環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和32年法律第164号)の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務	
略			略		
鳥取県ふくぐ処理師調理師試験委員	略		鳥取県ふくぐ処理師調理師試験委員	略	
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	県民活動推進課	鳥取県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災危機管理室
鳥取県宅地建物取引業審議会	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第73条の規定による宅地建物取引業に関する重要事項の調査審議に関する事務	住宅環境課	略		
略			略		
鳥取県大規模小売店舗立地審議会	略	経営商業課	鳥取県大規模小売店舗立地審議会	略	経営流通課
鳥取県農村地域工業等導入促進審議会	略	工業振興課	鳥取県農村地域工業等導入促進審議会	略	工業振興課
略			鳥取県観光総合審議会	鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第6号)第2条の規定による景勝地の選定、保存及び開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存その他観光事業の発展に必要な事項に関する基本的計画の調査審議及び意見の具申に関する事務	観光課
略			略		
鳥取県森林審議会	略	林政課	鳥取県森林審議会	略	林務課

鳥取県林業改良指導員資格試験委員	略	
略		
鳥取県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災危機管理課
略		

第23条 削除

(内部組織)

第26条 略

第2款の2 日野総合事務所

(名称、位置及び所管区域)

第26条の2 鳥取県日野総合事務所設置条例(平成13年鳥取県条例第1号)第1条の規定により設置された日野総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
鳥取県日野総合事務所	日野郡 日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第26条の3 日野総合事務所に次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

県民局	総務課	総務係・会計係
	県民課	
福祉保健局	福祉総務課	総務係・福祉係
	保健衛生課	衛生係・指導係
農林局	農林総務課	総務係
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係 ・地域振興係
	日野農業改良普及所	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係 ・技術指導係

鳥取県林業改良指導員資格試験委員	略	
略		
鳥取県宅地建物取引業審議会	引業審議会 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第73条の規 会定による宅地建物取引業 に関する重要事項の調査審 議に関する事務	住宅課
略		

(内部組織)

第23条 東京事務所に総務課及び行政課を置く。

(内部組織)

第26条 略

	林業振興課	林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係
県土整備局	建設総務課	総務係・建設業係
	維持管理課	
	計画調査課	
	道路整備課	
	河川砂防課	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局総務課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (3) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局県民課

- (1) 県の業務に対する苦情の申出及び相談の処理に関すること。
- (2) 県政に係る広聴に関すること。
- (3) 情報公開に係る事務に関すること。
- (4) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (5) 行政手続に係る事務に関すること。
- (6) 市町村との連絡調整に関すること。
- (7) 中小企業の各種相談に関すること。
- (8) 観光に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (9) 労働相談その他労働に関すること。

福祉保健局福祉総務課

- (1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 保健及び福祉についての総合相談窓口に関すること。
- (3) 保健及び福祉に係る関係職員の研修の企画調整に関すること。
- (4) 福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 社会福祉統計及び人口動態統計に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 社会福祉施設に関すること。
- (8) 救済援護に必要な物資に関すること。
- (9) 災害救助に関すること。
- (10) 同和事業に関すること。
- (11) 民生委員に関すること。
- (12) 生活保護に関すること。
- (13) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療機関の指導に関すること。
- (14) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (15) 青少年の健全育成に関すること。
- (16) 戦傷病者の更生援護に関すること。
- (17) 未帰還者留守家族等の援護に関すること。
- (18) 母子及び寡婦の福祉に関すること。
- (19) 身体障害者の福祉に関すること。

- (20) 知的障害者の福祉に関すること。
- (21) 老人の福祉に関すること。
- (22) 児童の福祉に関すること。
- (23) 児童福祉施設に関すること。
- (24) その他社会福祉に関すること。
- (25) その他局内他課の所掌に属しない事項に関する
こと。
- (26) 福祉保健局の庶務に関すること(県民局総務課
の所掌に属するものを除く。)
福祉保健局保健衛生課
- (1) 保健に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 衛生統計に関すること。
農林局農林総務課
- (1) 農林局内の総合調整に関すること。
- (2) その他局内他課及び農業改良普及所の所掌に属
しない農林水産行政に関すること。
- (3) 農林局の庶務に関すること(県民局総務課の所
掌に属するものを除く。)
農林局農業振興課
- (1) 地域農林水産業振興対策に関すること。
- (2) 農業協同組合等農業団体の振興対策に関するこ
と。
- (3) 農業金融対策に関すること。
- (4) 農業生産及び経営合理化対策に関すること。
- (5) 農地関係等の調整に関すること。
- (6) 農業共済に関すること。
- (7) 果樹等特産物振興対策に関すること。
- (8) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の
施行に関すること。
- (9) 自作農創設維持に関すること。
- (10) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
- (11) 草地改良に関すること。
- (12) 家畜衛生に関すること。
- (13) 景観形成の指導(都市計画区域外における土地
(農地に限る。)の区画形質の変更に係るものに限
る。)に関すること。
農林局日野農業改良普及所
- (1) 改良普及員の行う事務の連絡調整その他農業経
営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識
の普及指導を総合するための活動に関すること。
- (2) 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に
関する情報の提供に関すること。
- (3) 新規就農を促進するための情報の提供、相談そ
の他の活動に関すること。
農林局地域整備課
- (1) 土地改良事業に関すること。
- (2) 土地改良区に関すること。
- (3) 土地改良事業に係る調査に関すること。
- (4) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。

(5) 土地改良事業に要する資金に関すること。

(6) 農業水利の調整に関すること。

(7) 農業集落排水事業に関すること。

(8) 農業構造改善に関すること。

農林局林業振興課

(1) 森林組合その他林業団体の指導に関すること。

(2) 林業金融に関すること。

(3) 林産物の生産指導に関すること。

(4) 木材業者及び製材業者登録に関すること。

(5) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

(6) 県営林事業に関すること。

(7) 森林国営保険に関すること。

(8) 林業技術普及に関すること。

(9) 林業経営指導に関すること。

(10) 森林計画の実行に関すること。

(11) 林業構造改善に関すること。

(12) 造林及び林業種苗に関すること。

(13) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。

(14) 特用林産物の生産指導に関すること。

(15) 保安林の保護取締に関すること。

(16) 緑化推進に関すること。

(17) 林野の保全及び災害復旧に関すること。

(18) 治山及び林業に属する地すべり防止に関する
こと。

(19) 林道に関すること。

(20) 景観形成の指導（木竹の伐採及び都市計画区域
外における土地（農地を除く。）の区画形質の変更
に係るものに限る。）に関すること。

県土整備局建設総務課

(1) 建設業に関すること。

(2) その他局内他課の所掌に属しない土木行政に
関すること。

(3) 県土整備局の庶務に関すること（県民局総務課
の所掌に属するものを除く。）。

県土整備局維持管理課

(1) 土木部の所掌に係る許認可等（局内他課の所掌
に属するものを除く。）に関すること。

(2) 道路、河川、港湾、海岸及び砂防設備（以下
「道路等」という。）の維持修繕に関すること。

(3) 都市公園の修繕に関すること。

(4) 道路等の境界確定及び用途廃止並びに国土交通
省所管の国有財産の用途廃止に関すること。

(5) 道路技術員の業務に関すること。

(6) 火薬類の譲渡等の許可に関すること。

(7) 景観形成の指導（広告塔、広告板、装飾塔その
他これらに類する工作物の新築、増築、改築、移転
又は外観の変更及び土石の採取に係るものに限る。）
に関すること。

県土整備局計画調査課

(1) 道路、河川、港湾その他土木に関する工事（以下「土木工事」という。）の計画調整、調査設計に関すること。

(2) 土木工事に関する土地等の取得及び地上物件等の計画及び調整に関すること。

(3) 土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛かりを含む。）及び土木工事に係る損害の賠償又は補償の総合調整に関すること。

(4) 土木工事の設計審査に関すること。
県土整備局道路整備課

(1) 道路工事に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること。

(2) 道路工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること。

(3) 不動産の登記に関すること。

(4) 道路工事等の調査設計に関すること。

(5) 道路工事等の施工及び指導監督に関すること。
県土整備局河川砂防課

(1) 河川工事及び砂防工事（以下「河川工事等」という。）に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること。

(2) 河川工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること。

(3) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関すること。

(4) 河川工事等の調査設計に関すること。

(5) 河川工事等の施工及び指導監督に関すること。

(6) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第29条 鳥取県県民局設置条例（平成12年鳥取県条例第1号）第1条の規定により設置された県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県西部県民局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡

(内部組織及び所掌事務)

第30条 次の表の左欄に掲げる県民局ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県西部県民局	県民課・国際課・商工労働課

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
県民課 略

(名称、位置及び所管区域)

第29条 鳥取県県民局設置条例（平成12年鳥取県条例第1号）第1条の規定により設置された県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県西部県民局	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第30条 次の表の左欄に掲げる県民局ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県西部県民局	県民課・商工労働課

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
県民課 略

国際課

(1) 国際交流の推進に関すること。

(2) 旅券の発給に関すること。

商工労働課 略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 略

第6款の2 工事検査出張所

(設置)

第34条の2 工事検査出張所を次のとおり置く。

名称	位置	管 轄 区 域
倉吉工事検査出張所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
米子工事検査出張所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)

第34条の3 工事検査出張所は、それぞれ前条の表管轄区域の欄に掲げる区域において、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。

(2) 県費補助に係る建設工事の検査に関すること。

(名称及び位置)

第34条の4 略

(所掌事務)

第34条の5 略

(名称及び位置)

第34条の6 略

(所掌事務)

第34条の7 略

第1款の3 倉吉未来中心

(名称及び位置)

第34条の8 鳥取県立倉吉未来中心の設置に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された倉吉未来中心の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位置
鳥取県倉吉未来中心	倉吉市

(所掌事務)

第34条の9 倉吉未来中心は、人と人との交流を促進し、

商工労働課 略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 略

(名称及び位置)

第34条の2 略

(所掌事務)

第34条の3 略

(名称及び位置)

第34条の4 略

(所掌事務)

第34条の5 略

地域の活性化を図るための事務を所掌する。

第3款 コンベンションセンター

(名称及び位置)

第36条の3 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第16号)第2条の規定により設置されたコンベンションセンターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位置
鳥取県立米子コンベンションセンター	米子市

(所掌事務)

第36条の4 コンベンションセンターは、国内外との学術、情報、技術、文化等の交流を促進し、地域の経済の発展と文化の振興を図るための事務を所掌する。

第4款 夢みなとタワー

(名称及び位置)

第36条の5 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第25号)第2条の規定により設置された夢みなとタワーの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位置
鳥取県立夢みなとタワー	境港市

(所掌事務)

第36条の6 夢みなとタワーは、本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資するための事務を所掌する。

第3款 女性就業援助センター

(設置)

第36条の3 女性就業援助センターを次のとおり置く。

名 称	位置
鳥取県女性就業援助センター	鳥取市

(所掌事務)

第36条の4 女性就業援助センターは、女性の就業を援助するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 就業に関する相談及び指導に関すること。
- (2) 就業に必要な技術講習に関すること。
- (3) 就業に関する情報の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の就業を援助するために必要な業務に関すること。

第5款 自然科学館

(名称及び位置)

第36条の7 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例(昭和51年鳥取県条例第27号)第2条の規定により設置された自然科学館の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立大山自然科学館	西伯郡 大山町
鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美郡 岩美町

(所掌事務)

第36条の8 自然科学館は、鳥取県の自然に関する知識の普及及び自然保護思想の高揚を図るための各種資料の展示その他の事務を所掌する。

第6款 氷ノ山自然ふれあい館

(名称及び位置)

第36条の9 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第25号)第2条の規定により設置された氷ノ山自然ふれあい館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位置
鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館	八頭郡 若桜町

(所掌事務)

第36条の10 氷ノ山自然ふれあい館は、国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを旨とする事務を所掌する。

第4節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 健康福祉センター

(設置)

第36条の11 健康福祉センターを次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県西部健康福祉センター	米子市	米子市、境港市及び西伯郡

(内部組織及び所掌事務)

第36条の12 略

2 次の表の第1欄に掲げる健康福祉センターごとに、それぞれ第2欄に掲げる部を置き、部の事務を分掌さ

第4節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 健康福祉センター

(設置)

第36条の5 健康福祉センターを次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県西部健康福祉センター	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第36条の6 略

2 次の表の第1欄に掲げる健康福祉センターごとに、それぞれ第2欄に掲げる部を置き、部の事務を分掌さ

せるため、それぞれ第3欄に掲げる課及び第4欄に掲げる係を置く。

略			
鳥取県西部健康福祉センター	略		
	保健環境部	保健予防課	略
		生活環境課	略

3 略

総務企画室 略

福祉部、保健環境部及び八頭地域保健福祉部

保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第37条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域	
		社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務
略			
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	日野郡	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第38条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所及びその分室ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

略		
鳥取県日野福祉事務所	福祉総務課	総務係・福祉係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉課

(1)~(4) 略

(5) 略

せるため、それぞれ第3欄に掲げる課及び第4欄に掲げる係を置く。

略			
鳥取県西部健康福祉センター	略		
	保健環境部	保健予防課	略
		生活環境課	略
	日野地域保健福祉部	総務福祉課	総務係・保護係
保健衛生課		衛生係・指導係	

3 略

総務企画室 略

福祉部、保健環境部、八頭地域保健福祉部及び日野地域保健福祉部

保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第37条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域	
		社会福祉事業法第13条第5項の事務	その他の事務
略			
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第38条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所及びその分室ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

略		
鳥取県西部福祉事務所根雨分室	福祉総務課	総務係・保護係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉課

(1)~(4) 略

(5) 消費生活協同組合に関すること。

(6) 略

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

福祉総務課

- (1) 生活保護法に基づく医療機関の指導に関すること。
- (2) 母子及び寡婦の福祉に関すること。
- (3) 身体障害者の福祉に関すること。
- (4) 児童の福祉に関すること。

総務福祉課

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 生活保護法に基づく医療機関の指導に関すること。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (4) 略

(名称及び位置)

第47条の2 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された特別養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位置
鳥取県三津白寿苑	鳥取市
略	

(名称及び位置)

第64条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された肢体不自由児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位置
略	
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市

- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

総務福祉課

- (1) 生活保護(八頭郡又は日野郡の地域に係る事務に限る。)に関すること。
- (2) 生活保護法に基づく医療機関の指導(八頭郡又は日野郡の地域に係る事務に限る。)に関すること。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人(八頭郡又は日野郡の地域に係る事務に限る。)に関すること。
- (4) 略

(名称及び位置)

第47条の2 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された特別養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位置
鳥取県西伯有楽苑	西伯郡西伯町
鳥取県三津白寿苑	鳥取市
略	

(名称及び位置)

第64条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された肢体不自由児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位置
略	
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市
鳥取県立皆生療護園	米子市

(内部組織及び所掌事務)

第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

略		
鳥取県米子保健 所根雨支所	福祉総 務課	総務係
	保健衛 生課	衛生係・指導係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、保健予防課及び生活環境課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務を除いたものとし、総務福祉課、福祉総務課及び保健衛生課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務に限るものとする。

保健予防課及び生活環境課 略

総務福祉課及び福祉総務課

(1)~(6) 略

保健衛生課 略

(内部組織)

第79条 略

第2款の2 男女共同参画センター

(名称及び位置)

第79条の2 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例第2条の規定により設置された男女共同参画センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位置
鳥取県男女共同参画センター	倉吉市

(所掌事務)

第79条の3 男女共同参画センターは、男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成に関する講習会の開催及び指導者の育成に関すること。

(3) 男女共同参画社会の実現を目的とした団体及び個人に対する活動拠点の提供並びにこれらの相互の交流及び連携に関すること。

(4) 性別による差別的な取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に係る相談に関すること。

(5) 前4号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現のために必要な業務に関すること。

第4款 消費生活センター

(内部組織及び所掌事務)

第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

略		
鳥取県米子保健 所根雨支所	総務福 祉課	総務係
	保健衛 生課	衛生係・指導係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、保健予防課及び生活環境課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務を除いたものとし、総務福祉課及び保健衛生課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務に限るものとする。

保健予防課及び生活環境課 略

総務福祉課

(1)~(6) 略

保健衛生課 略

(内部組織)

第79条 略

第4款 消費生活センター

(名称及び位置)

第82条 略

(所掌事務)

第83条 消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)~(3) 略

(4) 消費生活協同組合に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務に関すること。

第84条から第89条まで 削除

(名称及び位置)

第82条 略

(所掌事務)

第83条 消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務に関すること。

第5款 自然科学館

(名称及び位置)

第84条 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例(昭和51年7月鳥取県条例第27号)第2条の規定により設置された自然科学館の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位置
鳥取県立大山	自然科学館	西伯郡 大山町
鳥取県立山陰海岸	自然科学館	岩美郡 岩美町

(所掌事務)

第85条 自然科学館は、鳥取県の自然に関する知識の普及及び自然保護思想の高揚を図るための各種資料の展示その他の事務を所掌する。

第5款の2 氷ノ山自然ふれあい館

(名称及び位置)

第85条の2 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例(平成10年12月鳥取県条例第25号)第2条の規定により設置された氷ノ山自然ふれあい館の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位置
鳥取県立氷ノ山	自然ふれあい館	八頭郡 若桜町

(所掌事務)

第85条の3 氷ノ山自然ふれあい館は、国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることをはぐくむための事務を所掌する。

第6款 防災行政連絡所

(設置)

第86条 防災行政連絡所を次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取市防災行政連絡所	鳥取市	鳥取市
鳥取県倉吉市防災行政連絡所	倉吉市	倉吉市
鳥取県米子市防災行政連絡所	米子市	米子市
鳥取県境港市防災行政連絡所	境港市	境港市
鳥取県東部広域行政管理組合防災行政連絡所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県中部ふるさと広域連合防災行政連絡所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部広域行政管理組合防災行政連絡所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡
鳥取県岩美町防災行政連絡所	岩美郡 岩美町	岩美郡岩美町
鳥取県国府町防災行政連絡所	岩美郡 国府町	岩美郡国府町
鳥取県福部村防災行政連絡所	岩美郡 福部村	岩美郡福部村
鳥取県郡家町防災行政連絡所	八頭郡 郡家町	八頭郡郡家町
鳥取県船岡町防災行政連絡所	八頭郡 船岡町	八頭郡船岡町
鳥取県河原町防災行政連絡所	八頭郡 河原町	八頭郡河原町
鳥取県八東町防災行政連絡所	八頭郡 八東町	八頭郡八東町
鳥取県用瀬町防災行政連絡所	八頭郡 用瀬町	八頭郡用瀬町
鳥取県佐治村防災行政連絡所	八頭郡 佐治村	八頭郡佐治村
鳥取県智頭町防災行政連絡所	八頭郡 智頭町	八頭郡智頭町
鳥取県若桜町防災行政連絡所	八頭郡 若桜町	八頭郡若桜町
鳥取県気高町防災行政連絡所	気高郡 気高町	気高郡気高町
鳥取県鹿野町防災行政連絡所	気高郡 鹿野町	気高郡鹿野町
鳥取県青谷町防災行政連絡所	気高郡 青谷町	気高郡青谷町
鳥取県羽合町防災行政連絡所	東伯郡 羽合町	東伯郡羽合町
鳥取県泊村防災行政連絡所	東伯郡 泊村	東伯郡泊村

鳥取県東郷町防災行政連絡所	東伯郡東郷町	東伯郡東郷町
鳥取県三朝町防災行政連絡所	東伯郡三朝町	東伯郡三朝町
鳥取県関金町防災行政連絡所	東伯郡関金町	東伯郡関金町
鳥取県北条町防災行政連絡所	東伯郡北条町	東伯郡北条町
鳥取県大栄町防災行政連絡所	東伯郡大栄町	東伯郡大栄町
鳥取県東伯町防災行政連絡所	東伯郡東伯町	東伯郡東伯町
鳥取県赤碓町防災行政連絡所	東伯郡赤碓町	東伯郡赤碓町
鳥取県西伯町防災行政連絡所	西伯郡西伯町	西伯郡西伯町
鳥取県会見町防災行政連絡所	西伯郡会見町	西伯郡会見町
鳥取県岸本町防災行政連絡所	西伯郡岸本町	西伯郡岸本町
鳥取県日吉津村防災行政連絡所	西伯郡日吉津村	西伯郡日吉津村
鳥取県淀江町防災行政連絡所	西伯郡淀江町	西伯郡淀江町
鳥取県大山町防災行政連絡所	西伯郡大山町	西伯郡大山町
鳥取県名和町防災行政連絡所	西伯郡名和町	西伯郡名和町
鳥取県中山町防災行政連絡所	西伯郡中山町	西伯郡中山町
鳥取県日野町防災行政連絡所	日野郡日野町	日野郡日野町
鳥取県日南町防災行政連絡所	日野郡日南町	日野郡日南町
鳥取県江府町防災行政連絡所	日野郡江府町	日野郡江府町
鳥取県溝口町防災行政連絡所	日野郡溝口町	日野郡溝口町

(所掌事務)

第87条 防災行政連絡所は、県下の水害、火災その他の災害の警戒、防除及び救護並びに行政連絡を迅速に行い、県と市町村等との間の連絡を円滑にするための事務を所掌する。

第 7 款 消防学校

(設置)

第88条 消防学校を次のとおり置く。

第 6 節 商工労働部の所管に属する機関

第 1 款及び第 2 款 削除
 第90条から第93条まで 削除

名 称	位置
鳥取県消防学校	米子市

(所掌事務)

第89条 消防学校は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第26条の規定による消防職員及び消防団員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育訓練に関する事務を所掌する。

第 6 節 商工労働部の所管に属する機関

第 1 款 削除

第90条及び第91条 削除

第 2 款 物産観光センター

(設置)

第92条 物産観光センターを次のとおり置く。

名 称	位置
鳥取県物産観光センター	鳥取市

(所掌事務)

第93条 物産観光センターは、物産の紹介、宣伝及び展示並びに観光の紹介及び宣伝に関する事務を所掌する。

第 4 款 コンベンションセンター

(名称及び位置)

第97条 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成9年6月鳥取県条例第16号)第2条の規定により設置されたコンベンションセンターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位置
鳥取県米子コンベンションセンター	米子市

(所掌事務)

第98条 コンベンションセンターは、国内外との学術、情報、技術、文化等の交流を促進し、地域の経済の発展と文化の振興を図るための事務を所掌する。

第 5 款 夢みなとタワー

(名称及び位置)

第99条 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(平成9年12月鳥取県条例第25号)第2条の規定により設置された夢みなとタワーの名称及び位置は、次のとおりである。

第4款及び第5款 削除
第97条から第100条まで 削除

(名称、位置及び管轄区域)

第106条 鳥取県地方農林振興局設置及び農業改良普及所の設置等に関する条例(昭和36年5月鳥取県条例第19号)第1条の規定により設置された地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県米子地方農林振興局	米子市	略

(内部組織及び所掌事務)

第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごとに、それぞれ中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取地方農林振興局	略	
	鳥取農業改良普及所	
	気高農業改良普及所	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
	略	
鳥取県八頭地方農林振興局	略	
	八頭農業改良普及所	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道ほ場係・技術指導係
	略	

名 称	位置
鳥取県立夢みなとタワー	境港市

(所掌事務)

第100条 夢みなとタワーは、本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資するための事務を所掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第106条 鳥取県地方農林振興局設置条例(昭和36年5月鳥取県条例第19号)第1条の規定により設置された地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県米子地方農林振興局	米子市	略
鳥取県日野地方農林振興局	日野郡 日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごとに、それぞれ中欄に掲げる課及び農業改良普及部を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取地方農林振興局	略	
	鳥取農業改良普及部	
	気高農業改良普及部	
	地域整備課	管理係・団体営係・県営第1係・県営第2係・県営第3係・調査係
	略	
鳥取県八頭地方農林振興局	略	
	八頭農業改良普及部	
	地域整備課	管理係・団体営係・県営第1係・県営第2係・県営第3係
	略	

鳥取県倉吉地方 農林振興局	略	
	倉吉農業改 良普及所	
	東伯農業改 良普及所	
	地域整備課	管理係・総合整備係・ 農道係・ほ場整備係・ 技術指導係
	大規模基盤 整備室	開発調査係・事業推進 係
略		
鳥取県米子地方 農林振興局	略	
	米子農業改 良普及所	
	西伯農業改 良普及所	
	地域整備課	管理係・総合整備係・ 農道係・ほ場整備係・ 技術指導係
略		

鳥取県倉吉地方 農林振興局	略	
	倉吉農業改 良普及部	
	東伯農業改 良普及部	
	地域整備課	管理係・団体営係・県 営第1係・県営第2係 ・県営第3係・調査係
	国営事業推 進室	
略		
鳥取県米子地方 農林振興局	略	
	米子農業改 良普及部	
	西伯農業改 良普及部	
	地域整備課	管理係・団体営係・県 営第1係・県営第2係 ・県営第3係・調査係
略		
鳥取県日野地方 農林振興局	総務課	総務係・会計係
	農業振興課	生産流通係・担い手育 成係・地域振興係
	日野農業改 良普及部	
	地域整備課	管理係・団体営係・県 営第1係・県営第2係 ・県営第3係
	林業振興課	林政係・普及係・林産振 興係・林道係・治山係

2 農業改良普及所（日野農業改良普及所を除く。次項について同じ。）の位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取農業改良普及所	鳥取市	略
気高農業改良普及所	気高郡 気高町	略
八頭農業改良普及所	八頭郡 郡家町	略
倉吉農業改良普及所	倉吉市	略
東伯農業改良普及所	東伯郡 東伯町	略
米子農業改良普及所	米子市	略
西伯農業改良普及所	西伯郡 大山町	略

2 農業改良普及部の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取農業改良普及部	鳥取市	略
気高農業改良普及部	気高郡 気高町	略
八頭農業改良普及部	八頭郡 郡家町	略
倉吉農業改良普及部	倉吉市	略
東伯農業改良普及部	東伯郡 東伯町	略
米子農業改良普及部	米子市	略
西伯農業改良普及部	西伯郡 大山町	略
日野農業改良普及部	日野郡 日野町	日野郡

3 各課及び農業改良普及所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 略
 - (2) その他他課及び農業改良普及所の所掌に属しない農林水産行政に関すること。
 - (3) 略
- 農業振興課
- (1)~(9) 略
 - (10) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
 - (11)~(13) 略

農業改良普及所

- (1)~(3) 略
- 地域整備課及び林業振興課 略
- 大規模基盤整備室
- (1)及び(2) 略
- 中海干拓営農センター 略

第2款 とっとり花回廊

第109条及び第110条 略

第2款の2 鳥取二十世紀梨記念館

(名称及び位置)

第111条 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例(平成12年鳥取県条例第24号)第1条の規定により設置された鳥取二十世紀梨記念館の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位置
鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館		鳥取市

(所掌事務)

第111条の2 鳥取二十世紀梨記念館は、梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資するための事務を所掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第134条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年3月鳥取県条例第9号)第1条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県溝口家畜保健衛生所	溝口町	略

3 各課及び農業改良普及部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 略
 - (2) その他他課及び農業改良普及部の所掌に属しない農林水産行政に関すること。
 - (3) 略
- 農業振興課
- (1)~(9) 略
 - (10) 畜産振興対策及び指導奨励に関すること。
 - (11)~(13) 略

農業改良普及部

- (1)~(3) 略
- 地域整備課及び林業振興課 略
- 国営事業推進室
- (1)及び(2) 略
- 中海干拓営農センター 略

第2款 とっとり花回廊

第109条及び第110条 略

第111条 削除

(名称、位置及び管轄区域)

第134条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年3月鳥取県条例第9号)第1条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県米子家畜保健衛生所	米子市	略

(内部組織)

第135条の2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所ごとに、所の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係等を置く。

略	
鳥取県溝口家畜保健衛生所	略

第12款及び第13款 削除

第136条から第139条まで 削除

第140条～第154条 略

第7節の2 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

(物産観光センターの設置)

第154条の2 物産観光センターを次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県物産観光センター	鳥取市

(物産観光センターの所掌事務)

第154条の3 物産観光センターは、物産の紹介、宣伝及び展示並びに観光の紹介及び宣伝に関する事務を所掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第155条 鳥取県土木事務所設置条例(平成7年3月鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県米子土木事務所	米子市	略

(内部組織及び所掌事務)

第156条 次の表の左欄に掲げる土木事務所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

(内部組織)

第135条の2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所ごとに、所の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係等を置く。

略	
鳥取県米子家畜保健衛生所	略

第12款 削除

第136条及び第137条 削除

第13款 削除

第138条及び第139条 削除

第140条～第154条 略

(名称、位置及び管轄区域)

第155条 鳥取県土木事務所設置条例(平成7年3月鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県米子土木事務所	米子市	略
鳥取県根雨土木事務所	日野郡 日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第156条 次の表の左欄に掲げる土木事務所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取土木事務所	総務課	総務係・建設業係
	維持管理課	
	計画調査課	
	道路都市課	
	河川砂防課	
	鳥取環状道路建設推進室	
	建築住宅課	
鳥取県郡家土木事務所	総務課	総務係・建設業係
	維持管理課	
	計画調査課	
	道路整備課	
	河川砂防課	
鳥取県倉吉土木事務所	総務課	総務係・建設業係
	維持管理課	
	計画調査課	
	道路都市課	
	河川砂防課	
	建築住宅課	
鳥取県米子土木事務所	総務課	総務係・建設業係
	維持管理課	
	計画調査課	
	道路都市課	
	河川砂防課	
	略	
	建築住宅課	

鳥取県鳥取土木事務所	総務課	庶務係・会計係
	維持管理課	管理係・維持係
	用地課	
	工務第1課	改良第1係・改良第2係・舗装係・都市計画係
	工務第2課	河川第1係・河川第2係・砂防係
	鳥取環状道路建設推進室	用地係・工務係
	建築住宅課	建築住宅係・営繕係・設備係・大規模施設係
鳥取県郡家土木事務所	総務課	庶務係・会計係
	維持管理課	管理係・維持係
	用地課	
	工務第1課	改良係・舗装係
	工務第2課	河川係・砂防係・佐治川ダム管理係
鳥取県倉吉土木事務所	総務課	庶務係・会計係
	維持管理課	管理係・維持係
	用地課	
	工務第1課	改良第1係・改良第2係・舗装係・都市計画係
	工務第2課	河川第1係・河川第2係・砂防係・ダム建設係
	建築住宅課	建築住宅係・営繕係・大規模施設係
鳥取県米子土木事務所	総務課	庶務係・会計係
	維持管理課	管理係・維持係
	用地課	
	工務第1課	改良第1係・改良第2係・舗装係・都市計画係
	工務第2課	河川第1係・河川第2係・砂防係・ダム建設係・賀祥ダム管理係
	略	
	建築住宅課	建築住宅係・営繕係・設備係
鳥取県根雨土木事務所	総務課	庶務係・会計係
	維持管理課	管理係・維持係
	用地課	
	工務第1課	改良係・舗装係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

維持管理課

(1)~(3) 略

(4) 道路等の境界確定及び用途廃止、国土交通省所管の国有財産の用途廃止に関すること。

(5) 道路技術員の業務に関すること。

(6)及び(7) 略

計画調査課

(1) 道路、河川、港湾その他土木に関する工事(以下「土木工事」という。)の計画調整、調査設計に関すること(鳥取環状道路に関する工事(以下「鳥取環状道路工事」という。)に係るものを除く。)

(2) 土木工事に関する土地等の取得及び地上物件等の計画及び調整に関すること(鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(3) 土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛かりを含む。)及び土木工事に係る損害の賠償又は補償の総合調整に関すること。

(4) 土木工事に関する設計審査に関すること。

道路都市課及び道路整備課

(1) 道路工事(鳥取環状道路に係るものを除く。)及び都市計画事業(下水道に関する事業を除く。)に係る工事(以下「道路工事等」という。)に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること(計画調査課及び鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(2) 道路工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること(計画調査課及び鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(3) 不動産の登記に関すること。

(4) 道路工事等の調査設計に関すること(計画調査課及び鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(5) 道路工事等の施工及び指導監督に関すること。

(6) 流域下水道事業に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督並びに流域下水道施設の維持管理に関すること(倉吉土木事務所に限る。)

(7) 流域関連公共下水道事業の指導に関すること(倉吉土木事務所に限る。)

河川砂防課

(1) 河川工事、港湾工事、海岸工事及び砂防工事(以下「河川工事等」という。)に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること(計画調査課に係るものを除く。)

工務第2課 建設指導係・河川係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

維持管理課

(1)~(3) 略

(4) 道路等及び国土交通省所管の国有財産の境界確定及び用途廃止に関すること。

(5) 道路技手の業務に関すること。

(6)及び(7) 略

用地課

(1) 道路、河川、港湾その他土木に関する工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること(鳥取環状道路に関する工事(以下「鳥取環状道路工事」という。)に係るものを除く。)

(2) 土木工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること(鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(3) 不動産の登記に関すること。

工務第1課

(1) 道路工事(鳥取環状道路に係るものを除く。)及び都市計画事業(下水道に関する事業を除く。)に係る工事(以下「道路工事等」という。)の調査設計に関すること。

(2) 道路工事等の施行及び指導監督に関すること。

(3) 流域下水道事業に係る工事の調査、設計、施行及び指導監督並びに流域下水道施設の維持管理に関すること(倉吉土木事務所に限る。)

(4) 流域関連公共下水道事業の指導に関すること(倉吉土木事務所に限る。)

(5) 公共下水道過疎代行事業に係る工事の調査、設計、施行及び指導監督に関すること。(郡家土木事務所に限る。)

工務第2課

(1) 河川工事、港湾工事、海岸工事及び砂防工事(以下「河川工事等」という。)の調査設計に関すること。

- (2) 河川工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること。
- (3) 不動産の登記に関すること。
- (4) 河川工事等の調査設計に関すること(計画調査課に係るものを除く。)
- (5) 河川工事等の施工及び指導監督に関すること。
- (6) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関すること。
- (7) ダム建設に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること(鳥取土木事務所及び郡家土木事務所を除く。)
- (8) ダムの維持管理に関すること(倉吉土木事務所を除く。)

鳥取環状道路建設推進室 略
建築住宅課

- (1) 建築及び住宅行政に関すること(鳥取土木事務所においては郡家土木事務所の管轄区域内、米子土木事務所においては日野総合事務所県土整備局の管轄区域内に係るものを含む。以下建築住宅課の項において同じ。)
- (2)~(6) 略
米子空港整備推進室 略

(内部組織)
第156条の14 略

第9節 防災監の所管に属する機関

第1款 防災行政連絡所

(設置)
第156条の15 防災行政連絡所を次のとおり置く。

- (2) 河川工事等の施行及び指導監督に関すること。
- (3) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関すること。
- (4) ダムの建設に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること(鳥取土木事務所、郡家土木事務所及び根雨土木事務所を除く。)
- (5) ダムの維持管理に関すること(倉吉土木事務所及び根雨土木事務所を除く。)

鳥取環状道路建設推進室 略
建築住宅課

- (1) 建築及び住宅行政に関すること(鳥取土木事務所においては郡家土木事務所の管轄区域内、米子土木事務所においては根雨土木事務所の管轄区域内に係るものを含む。以下建築住宅課の項において同じ。)
- (2)~(6) 略
米子空港整備推進室 略

3 根雨土木事務所の工務第1課及び工務第2課の所掌事務は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

工務第1課

- (1) 道路工事の調査設計に関すること。
- (2) 道路工事の施行及び指導監督(一般国道に係るものを除く。)に関すること。

工務第2課

- (1) 一般国道に係る工事の施行及び指導監督に関すること。
- (2) 河川工事及び砂防工事の調査設計に関すること。
- (3) 河川工事及び砂防工事の施行及び指導監督に関すること。
- (4) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関すること。

(内部組織)
第156条の14 略

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取市防災行政連絡所	鳥取市	鳥取市
鳥取県倉吉市防災行政連絡所	倉吉市	倉吉市
鳥取県米子市防災行政連絡所	米子市	米子市
鳥取県境港市防災行政連絡所	境港市	境港市
鳥取県東部広域行政管理組合防災行政連絡所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取中部ふるさと広域連合防災行政連絡所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部広域行政管理組合防災行政連絡所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡
鳥取県岩美町防災行政連絡所	岩美郡 岩美町	岩美郡岩美町
鳥取県国府町防災行政連絡所	岩美郡 国府町	岩美郡国府町
鳥取県福部村防災行政連絡所	岩美郡 福部村	岩美郡福部村
鳥取県郡家町防災行政連絡所	八頭郡 郡家町	八頭郡郡家町
鳥取県船岡町防災行政連絡所	八頭郡 船岡町	八頭郡船岡町
鳥取県河原町防災行政連絡所	八頭郡 河原町	八頭郡河原町
鳥取県八東町防災行政連絡所	八頭郡 八東町	八頭郡八東町
鳥取県用瀬町防災行政連絡所	八頭郡 用瀬町	八頭郡用瀬町
鳥取県佐治村防災行政連絡所	八頭郡 佐治村	八頭郡佐治村
鳥取県智頭町防災行政連絡所	八頭郡 智頭町	八頭郡智頭町
鳥取県若桜町防災行政連絡所	八頭郡 若桜町	八頭郡若桜町
鳥取県気高町防災行政連絡所	気高郡 気高町	気高郡気高町
鳥取県鹿野町防災行政連絡所	気高郡 鹿野町	気高郡鹿野町
鳥取県青谷町防災行政連絡所	気高郡 青谷町	気高郡青谷町
鳥取県羽合町防災行政連絡所	東伯郡 羽合町	東伯郡羽合町
鳥取県泊村防災行政連絡所	東伯郡 泊村	東伯郡泊村
鳥取県東郷町防災行政連絡所	東伯郡 東郷町	東伯郡東郷町

鳥取県三朝町防災行政連絡所	東伯郡三朝町	東伯郡三朝町
鳥取県関金町防災行政連絡所	東伯郡関金町	東伯郡関金町
鳥取県北条町防災行政連絡所	東伯郡北条町	東伯郡北条町
鳥取県大栄町防災行政連絡所	東伯郡大栄町	東伯郡大栄町
鳥取県東伯町防災行政連絡所	東伯郡東伯町	東伯郡東伯町
鳥取県赤碕町防災行政連絡所	東伯郡赤碕町	東伯郡赤碕町
鳥取県西伯町防災行政連絡所	西伯郡西伯町	西伯郡西伯町
鳥取県会見町防災行政連絡所	西伯郡才見町	西伯郡会見町
鳥取県岸本町防災行政連絡所	西伯郡岸本町	西伯郡岸本町
鳥取県日吉津村防災行政連絡所	西伯郡日吉津村	西伯郡日吉津村
鳥取県淀江町防災行政連絡所	西伯郡淀江町	西伯郡淀江町
鳥取県大山町防災行政連絡所	西伯郡大山町	西伯郡大山町
鳥取県名和町防災行政連絡所	西伯郡名和町	西伯郡名和町
鳥取県中山町防災行政連絡所	西伯郡中山町	西伯郡中山町
鳥取県日野町防災行政連絡所	日野郡日野町	日野郡日野町
鳥取県日南町防災行政連絡所	日野郡日南町	日野郡日南町
鳥取県江府町防災行政連絡所	日野郡江府町	日野郡江府町
鳥取県溝口町防災行政連絡所	日野郡溝口町	日野郡溝口町

(所掌事務)

第156条の16 防災行政連絡所は、県下の水害、火災その他の災害の警戒、防除及び救護並びに行政連絡を迅速に行い、県と市町村等との間の連絡を円滑にするための事務を所掌する。

第 2 款 消防学校

(設置)

第156条の17 消防学校を次のとおり置く。

名称	位置
----	----

<p>鳥取県消防学校</p> <p style="text-align: right;">米子市</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第156条の18 消防学校は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第26条の規定による消防職員及び消防団員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育訓練に関する事務を所掌する。</p> <p style="text-align: center;">第10節 職制及び職務</p>	<p style="text-align: center;">第 9 節 職制及び職務</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正(「第1款の3 倉吉未来中心(第34条の8・第34条の9)」を加える部分に限る。)及び第4章第3節第1款の2の次に1款を加える改正 平成13年4月21日

(2) 目次の改正(「第2款の2 鳥取二十世紀梨記念館(第111条・第111条の2)」を加える部分に限る。)及び第7節第2款の次に1款を加える改正 平成13年4月27日

(3) 第134条及び第135条の2の改正 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例(平成13年鳥取県条例第29号)の施行の日

(水産振興局設置規則の廃止)

2 水産振興局設置規則(平成11年鳥取県規則第45号)は、廃止する。

(鳥取県介護保険法施行細則等の一部改正)

3 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規 則 名	条 項	改 正 前	改 正 後
鳥取県介護保険法施行細則 (平成11年鳥取県規則第50号)	第14条	健康福祉センターの長	健康福祉センターの長又は日野総合事務所福祉保健局長
鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)	第7条第2項第1号	県民生活課	県民活動推進課
鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和45年鳥取県規則第37号)	第7条	地方農林振興局長	地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長
鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則(昭和36年鳥取県規則第60号)	第3条	地方農林振興局長	地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長
鳥取県林業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)	第8条	地方農林振興局	地方農林振興局又は日野総合事務所農林局
林業種苗法施行細則(昭和46年鳥取県規則第14号)	第10条	地方農林振興局長	地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長
鳥取県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則(昭和54年鳥取県規則第49号)	第18条	地方農林振興局長	地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長

民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則（平成13年鳥取県規則第5号）	第23条	地方農林振興局長	地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長
		地方農林振興局の	地方農林振興局（日野総合事務所農林局を含む。）の
鳥取県道路占用規則（昭和52年鳥取県規則第44号）	第11条第2項	土木事務所長	土木事務所長又は日野総合事務所県土整備局長
河川法施行細則（昭和40年鳥取県規則第40号）	第2条	土木事務所	土木事務所又は日野総合事務所
		土木事務所長	土木事務所長又は日野総合事務所県土整備局長
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律施行細則（昭和45年鳥取県規則第3号）	第8条	土木事務所長	土木事務所長又は日野総合事務所県土整備局長
鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）	第20条	土木事務所長	土木事務所長又は日野総合事務所県土整備局長